

平成25年11月定例会 経済委員会（付託）

平成25年12月10日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

森田委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成26年度に向けた農林水産部の施策の基本方針について（資料①）
- 「六次産業化サポートセンター」について

吉田農林水産部長

この際、2点、御報告させていただきます。

まず、第1点目でございますが、「平成26年度に向けた農林水産部の施策の基本方針」についてでございます。

お手元にお配りしております資料1を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページ目の左側の現状・課題につきましては、農林水産業を取り巻く環境は、TPP等グローバル化に伴う国際競争の激化、伸び悩む農林漁業生産額や一次産業従事者の高齢化と担い手の不足、また、大規模地震への備えや森林の公益的機能維持発揮など、様々な課題に直面しております。

これらの課題に対応するため、「攻めの農林水産業の確立」、そして「災害・被害に強く環境に優しい農山漁村の実現」の2つの大項目を柱といたしまして、次年度におけます農林水産部の施策を進めてまいりたいと考えております。

また、米の生産調整の見直しなど、農政の大転換を迎えている今日、国の施策にも呼応し、しっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

はじめに、上段の帯に記載しております「攻めの農林水産業の確立」では、輸出の拡大、生産力・販売力の強化、地産地消の推進、成長分野への支援の4つの柱を立てております。また、下段の帯に記載しております「災害・被害に強く環境に優しい農山漁村の実現」におきましては、地震対策、あるいは森林機能強化対策や鳥獣被害対策など、7つの対策を立てております。

2ページ目を御覧ください。

上段左側の「輸出の拡大」につきましては、チャレンジスピリットに満ちた経営体への支援でございます。

まず、1点目の「相手国の輸入条件への対応」につきましては、輸出相手国の検疫など

の現状分析や課題の抽出、また、輸出に対応できる栽培マニュアルに基づく園地づくり支援や生産体制の強化を進めてまいります。

また、2点目の『「とくしま食材」の普及』につきましては、日本食の普及に合わせました販売拡大、また、とくしまブランド海外協力店など現地レストラン等と連携いたしまして、本県食材を御当地メニューへ活用いただけるよう促進してまいりたいと考えております。

3点目の「プロモーションの強化」でございますが、海外でのフェア開催に際しまして、関西広域連合等との連携により、積極的にプロモーションを展開してまいります。

次に、中段左の「生産力・販売力の強化」でございますが、中核的経営体・系統への支援でございます。

1点目の「増産対策」でございますが、農業では、野菜作付け面積の拡大対策など農産物の増産、畜産では、「阿波とん豚」など畜産ブランドの増産、林業では、A級材を中心といたしました県産材の増産、水産では、未利用資源を活用いたしました天然ワカメなどの水産物の増産を推進してまいります。

2点目の「ブランド力強化対策」でございますが、飲料メーカーなど大手企業とのコラボレーションによります販売強化を推進いたしますとともに、すだちくんを活用した情報発信にも様々な工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

3点目の「生産基盤の強化」につきましては、農地集積や農業基盤整備による規模拡大・効率化の促進、また、先進林業機械の導入推進や主伐に対応した林内路網の整備、さらに、資源の維持増大のための藻場造成及び防波堤など漁港整備を推進してまいります。

次に、上段右の「地産地消の推進」につきましては、主に小規模・兼業経営体への支援でございます。

1点目の「地元農林水産物の消費拡大及び利用促進」につきましては、学校給食、あるいは消費者の健康志向の高まりに配慮いたしました商品づくりなどによります県産品及び公共建築物への県産材の利用拡大を推進してまいります。

2点目の「産直市活性化」でございますが、産直市の商品管理等による売上拡大に向けまして、県内外に向けたPRなどを進めてまいります。

3点目の「県産米の新たな需用創出への展開」につきましては、飼料用米や米粉の新たな需要拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、中段右の「成長分野への支援」につきましては、本格的成長実現に向けた対応ということでございまして、1点目の「6次産業化・農工商連携対策」でございますが、12月3日に設立いたしました六次産業化サポートセンターを核といたしまして、商工会連合会等と連携いたしながら、6次化商品の開発、販路開拓支援を行ってまいります。

2点目の「担い手確保・育成対策」でございますが、青年就農給付金事業の活用など、次代を担う新規農林漁業者の育成、確保を進めますとともに、アグリビジネススクール、林業プロフェッショナル研修や漁業人材育成プログラム等により、高度な担い手の育成を進めてまいります。

3点目の「研究開発・新技術の普及」につきましては、イチゴ、レンコンなどの新品種

の試験及び現地実証を行い、栽培普及を図ってまいります。また、耐火性能を備えました木材の開発と新用途への利用推進、さらに、地球温暖化に対応したワカメ等新品種の開発や技術の普及を推進してまいります。

4点目の「農林水産業者への経営支援」でございますが、生産性向上等に向けました県単による施設、機械等の導入支援や資金の融通及び利子補給を行ってまいります。

次に、下段の「災害・被害に強く環境に優しい農山漁村の実現」では、1点目の「地震対策」におきましては、南海トラフ巨大地震等に備える防災・減災対策の推進といたしまして、ため池等農業水利施設の耐震整備及び海岸防災林の整備を推進してまいります。また、被災後の早期復旧、復興に欠かすことのできない地籍調査を推進してまいります。

2点目の「台風等自然災害対策」でございますが、山地災害危険地区等のパトロールを実施する山地防災ヘルパーの増員や活動強化、また、排水機場等の整備や機能保全対策、さらに、地籍調査につきましては、先程の地震対策のみならず、深層崩壊をはじめとする山地災害への備えという観点からも積極的に推進してまいります。

3点目の「鳥獣被害対策」につきましては、侵入防止柵の整備の推進や捕獲檻の設置等による有害鳥獣の捕獲の強化、また、鳥獣被害対策ボランティア等、多様な担い手の育成を図ってまいります。

4点目の「家畜伝染病対策」につきましては、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防、まん延防止体制の強化を図ってまいります。

5点目の「多面的機能保全対策」では、地域の共同活動によります農地、水路等の保全の支援を進めますとともに、農地を農地として維持するため、中山間地域直接支払制度などの活用による耕作放棄地の解消、発生予防対策を推進してまいります。また、農山漁村の豊かな自然や食を活かした都市、農村の交流を支援してまいります。

6点目の「森林機能強化対策」につきましては、現在、県議会のほうで検討が進められております森林を守る条例の施行に合わせまして、森林の保全強化を図る取引や開発の規制、また、林業公社と森とみどりの会を統合いたしました「森林づくり推進機構」の創設によります公的管理の推進を図ってまいります。

7点目の「再生可能エネルギーの導入検討・支援対策」につきましては、農業施設への太陽光発電施設の導入や農業用水を活用した小水力発電施設の導入などを推進してまいります。

これらの施策を効果的に推進し、新たな時代に向け進化する徳島県の農林水産業を目指してまいりたいと考えております。

第2点目の御報告でございますが、これは資料を付けておりませんが、「六次産業化サポートセンター」の設置でございます。

農林水産業者が加工や流通などに関わります6次産業化を支援するために、総合窓口となります「六次産業化サポートセンター」を去る12月3日に、当部の六次化・輸出戦略室に設置いたしました。このサポートセンターでは、生産者からの様々な相談や提案に、石井町に本年4月からオープンしております研究、普及、教育の拠点でございます農林水産総合技術支援センターの機能と融合させまして、ワンストップで対応させていただきます。

とともに、専門家の派遣や補助制度の活用などによる新商品開発、展示会への出展や商談会の開催による販路開拓などの支援を進めてまいります。

また、本年3月に設置いたしました「輸出サポートセンター」とも連携をいたしまして、6次化商品の輸出支援を進めるなど、今後、「六次産業化サポートセンター」を核といたしまして、6次産業化の取組の支援を加速化させてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

森田委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

来代委員

簡単に教えて欲しいんですけども、テレビを見ればTPP、TPPと、一般の人はTPPというのは物価が安くなって、そして、各国の旨い物が安く食べられるからやって欲しいと。農協のOB、農協関係、JAはとにかく主食を守るためにいかん、いかんと反対する。しかし、シルバーとか老人会とか婦人会なんかでしよったら、テレビを見よる関係かもしれないけれども、これはぜひとも必要なんだという声に、あるいはアメリカがやるんだから、絶対にこれは必要だと、やらざるを得ないだろうということ。

また、韓国とか中国が入っとらんのためだから、これはアメリカの取引対策、東南アジアの一部でアメリカだけが金儲けする政策だから、もっと国民は考えたらええとか言よるけれども、県としては、全然このTPPというものが県益、農家だけじゃないんですが、全ての県民にとってメリットのほうが多いのか、県民にとってデメリットのほうが多いのか。この辺の県独自の考えというのは、一般の消費者も入れてですが、どう捉えているんですかね。

例えば、今も輸出の拡大、相手国の輸入条件への対応、とくしま食材の普及とあるが、徳島県のものやって、逆に今までだったら、100円で売れるものが関税がかけられて、200円でなかったら買ってくれんから、徳島県は要らんということが出てくるわけでしょう。一体TPPというものは、損なのか、得なのか、はっきりしてくれませんか。責任ある人が答えてください。

森農林水産部次長

TPPのメリット、デメリットについての御質問でございます。TPPにつきましては、徳島県の農林水産分野においては、大体213億円のマイナスになるのではないかという影響を試算しておりまして、そういった分野では、非常に大きなデメリットがあると考えているところでございます。

一方で、TPP全体を見てもみますと、国のほうでの試算でございますけれども、全体で

は実質GDPが3.2兆円は増えるという試算がなされておりまして、それは農林水産関係の全国のマイナスのデメリット、これが2.9兆円でございますけれども、これを含んでも、全体としては大きくなるという試算を国のほうではしているわけでございます。

徳島県ではという話でございますけれども、TPPにつきましては、徳島県においては非常に農林水産業が基幹産業であるという点がございます。そういった面がございますので、県として、今までTPP交渉の動向や各分野へのメリット、デメリットについて、国に対しまして十分に説明をしていただきたいということを今まで6度にわたって提言させていただいているところでございます。

また、関税撤廃の影響が一番大きく出るのが農林水産分野でございますので、それについては、十分な重要品目の例外措置の獲得と、今日までTPPについての閣僚会合がシンガポールで行われておりますけれども、それについては国のほうも非常に頑張っておりまして、例外措置の獲得に一生懸命に取り組んでおられるように新聞等では拝見いたしております。そういった重要品目の例外措置の獲得等、国益をとにかく守っていただきたい。

3番目としては、やっぱりデメリットが大きいと言われる農林水産物については、国内の経営安定対策を十分にとっていただきたいということ。この3点について、先程言いましたメリット、デメリットを十分に国民にお知らせいただきたい。それから、国益の確保を最優先して、例外品目を獲得していただきたい。それから、特にデメリット分野が大きい農林水産業については、経営安定制度を十分にとっていただきたい。こういった3点の大きな項目で国のほうには政策提言をしているところでございまして、県といたしましては、メリット、デメリットがどうかという話でございますけれども、そういった対策を十分にとっていただいた上で、国のほうにはTPPで、国益が最大限になるような、国民が最大限に利益が得られるような交渉妥結をお願いしたいということで、私どもはお願いしているところでございます。

来代委員

農産物は守らないかと。では、農産物を作っている人は、それで得をするわけでしょう。例えば、作っとらん人は安い物が食えて、旨い物が食えて、いっぱい安く食えて良いわけでしょう。一部の作っとる人のために、他の人の楽しみを奪うという結果も出てくるかもわからない。それについてはどう思いますか。

森農林水産部次長

そういった部分につきましては、国のほうでも様々な対策を考えて、自民党も政策を打ち出している。例えば、お米につきましては、生産調整の見直しであるとか、そういった対策を打ち出しているところでございますので、そういった中で、全体として農産物の価格とか、そういったものについての調整が図られていくと考えております。

来代委員

朝に言ったでしょう。徳島県政は霧ばっかりやと。池田から脇町までは、霧で前が見

えないくらい霧ばかりですわ。もう霧はここらで晴らして、その口ごもった言い方をせんと、農家を守るためには一般県民に苦勞してもろても、泣いてもろうても仕方がないんだ。県はこれを貫くんだっていうのか。自民党が、あるいは政府がこう言ようと、徳島県は堂々と農家のために反対していくんだと言うのか。一部では、県民の暮らしを守るような言い方をしながら、一部ではそうやって反対する。いったい県はどっちなんですか。国がどう言おうと、TPPには県を挙げて反対していくんですか。それとも、今のように、どっち付かずでいくんですか。そのずるいのが一番良いんですか。はっきりしてください。

森農林水産部次長

農林水産部といたしましては、当然、最大限のメリットを徳島県民、あるいは日本国民にもたらすような交渉の妥結をお願いしたいということでございます。

来代委員

だから、次長でも言よることが分からんでないですか。理解できますか。できんのですよ。だから、理解ができるように、きちんと例でも何でも書いて、昨日も今日も意味が分からんわけですよ。だから、もっと分かるように、額賀大臣にしてもそうでしょう。分かるように喋り過ぎて、舌を嚙んでもものが言えんて言よるんやけん、今。舌足らずだから本当に分からん、何を言よんやら。だから、やっぱり分かるように、きちんとマスコミを通じてでも結構ですから、マスコミの人もおりますから、それを通じて徳島県はこうしていくんだという方向を、部長、記者発表でもして、きちんと整理してもらおうというわけにはいかんのですか。どんなんですか。

吉田農林水産部長

先程来、森次長のほうから色々申し上げたと思いますが、TPPは農林水産分野のみならず、国民生活に関わる多方面の様々な分野に大変大きな影響を与えるものでございますが、いかんせん情報開示が少なく、来代委員のほうから色々とお話ございましたように、デメリット、メリットの十分な国民的議論がなされているとはいえない状況でございます。

県といたしましては、先程、森次長から話がありましたように、このTPPがもたらす各分野へのメリット、デメリットにつきましては、十分に国に対しまして国民に情報開示と分かりやすい説明を行っていただきたい。あるいは、農林水産業に関しまして言えば、この重要品目の例外措置の獲得というものを国益を守るために最優先していただきたい。これは、単に農林水産業者のみならず、やはり農業や水産業がこれによって衰退いたしますと、様々な多面的機能、森林の保全はもとよりでございますけれども、里山の保全、あるいは水源涵養機能でありますとか、環境に色々な影響が及ぶことが懸念されています。こういうところから、こういった国益は最大限に守っていただきたい。

そして、甚大な影響が特に予測されております農林水産分野につきましては、この経営所得安定制度やグローバル化に対応した競争力ある農林水産業を育成するための施策、こ

れを求めているところでございます。

来代議員のお話のように、竹を割ったようなすっぱりした話にはならないとは思いますが、やはりこういった分野につきましては、きっちりと今後とも政策提言を行いながら、徳島県TPP対策本部、これは知事を本部長として各部長が参画いたしておりますが、これを核として積極的な情報収集に取り組ながら、できることからスピード感を持って取り組んで、TPPというこの未曾有のピンチをチャンスに変えるべく、本県の総力を結集した取組を今後とも進めてまいりたいと考えております。

来代委員

これは、竹を割ったようにできなんでもいいので、竹を割ったような答えを2つだけお願いしたいんです。

まず1つは、鳥獣被害対策ですが、県を挙げてプロジェクトを組んでくれても、あっちこっちで対策してくれても、鹿ばかりなんですよ。鹿は山の上なんですよ。三嶺の山の上のほうにおる。木頭村の上のほうにおる。今、我々が泣かされているのは川鶇であり、猿であり、ハクビシンであり、農産物は取られるし、せっかく作ったつるし柿は、うちのうほうは柿なんか全然ありませんよ。夏はスイカもなければトマトもキュウリも何にもなしになっている。この頃は、スーパーの駐車場で、猿が人間を、婆さんや爺さんを襲いだした。4年前には、委員会や本会議でも言うたけれども、家でこたつに入ろうと思ったら、猿が6匹こたつの中で寝よつたと。山城町では、イノシシが冷蔵庫を開けて残っているハムから全部を食べよつたと。

そういうように、被害ばかりが出てきても何もしない。何かいうと鹿ばかり。鹿のたわむるかどうかわかりませんが、何故、鳥獣被害は鹿だけなのか。そういった県民生活を脅かされている対策は何もしないのか。これは部長、竹を割ったような答えを一つお願いできませんか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいま、来代委員から、鹿以外の猿等について、強力な対策はとれないのかという御趣旨の御質問をいただいたところでございます。私どものほうでは、昨年度でございますが、猿の農作物被害がトップに、一番酷くなったということを受けまして、本年度から猿に重点をおいた取組を、鹿も当然に対策はとっておるわけでございますが、猿につきましては、特に群れ単位で捕獲ということを目的といたしまして、大型捕獲檻というふうなものの設置を市町村に勧め、推進しているところでございます。

今年度、新規に4つの大型捕獲檻を市町村のほうで設置いただくということでございまして、既存の設置の檻を含めて、合計14基が今年度中に可動するということです。また、猿対策の専門家を招きました研修会を行うなど、そういうお知恵も借りながら、猿の捕獲を積極的に推進しているところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

来代委員

今年、何頭を捕るか、目標もついでに言うて。猿を何匹捕るか目標あるでしょう。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

猿の捕獲の目標でございますが、これにつきましては、鹿あるいはイノシシでございますと、鳥獣の適正管理計画というものがございまして、これは県民環境部のほうで所管をしておりますけれども、そちらのほうにはイノシシと鹿につきましては、捕獲計画というものがございまして、猿につきましては適正管理計画というものがございませんので、捕獲目標というものは定められておらないというのが実情でございます。

来代委員

それなら、猿を捕る費用、鹿を捕る費用、イノシシを捕る費用は、どんなに予算は違うんですか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣の捕獲に要する経費をどのように支援しているかというふうなことでございます。

これにつきましては、農林水産省のほうで、平成24年度に有害鳥獣を緊急的に捕獲するというふうな趣旨で、県に基金を設けており、本年度から、この基金を利用いたしまして、市町村が実施をいたします猿、鹿、イノシシについての有害鳥獣捕獲活動に要する経費を、猿、鹿、イノシシの成獣、大人のものにつきましては1頭当たり8,000円を、基金の総額といたしましては、2億7,700万円を造成しておりまして、本年度から3年間を期限として、この基金を利用して、市町村が実施する捕獲活動への支援を行っているという状況でございます。

来代委員

配分を聞きよるんです。猿には何ぼ、鹿、イノシシには何ぼって聞きよるんです。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

これにつきましては、配分というものは設定してございません。市町村がそれぞれ捕りましたら、それについて支援するということでございます。

来代委員

そうしたら、考えてください。県は何もせんということじゃないですか。全部市町村任せや。県は何にもせんのに、部長、これは竹を割ったような答えにも何にもならんじゃないですか。今、何と言うたんですか。猿を捕るために14基の檻をさらにと、無駄遣いに終わつとるんか。県民の税金を何と思とんじゃ。もっと県民のことを考えるんが県庁の職員だろう。これは、あんた方の遊びと言いつつのためにあるんか。TPPもおかしいんやないか。地に着いた政策を。今、じいちゃんばあちゃんは家に帰るのが怖いと。孫に送ろうと

思って、やっとな育てた柿もミカンも全部食われた。もうこれは、どんなにしてもやっていけん、もう土地を捨てて、やっぱり都会へ出て行こうかって、昨日だけでも何十人もそういうことを言うとしたじゃないですか。それを私は聞いているから質問をしようんですよ。部長、こんなんでもいいんですか、この課長で。もっと、はっきりしてください。

峯本農村整備振興局長

鳥獣被害対策について、御説明を再度させていただきます。猿、鹿、イノシシは、本県の三大課題獣種ということで、それぞれ比率にしましても被害額が約3分の1ずつを占めるという状況でございます。特にこの獣種に対して、県全体で集中的にやるというのではなく、各地域ごとに市町村の役場とともに地域協議会という組織を作っております。そこで特に重点的に駆除する、捕獲する獣種を決定して、それに対する対策をやるための予算措置など、支援をさせていただいているところでございます。

それと、2点目の猿の捕獲の実績、捕獲の目標ということでございますが、ここ数年は約1,000頭ほどの捕獲実績がございます。昨年度につきましては、まだ速報値ではございますが、1,300頭余りという実績となっております。今年度につきましても、先程、室長が申しましたように、市町村の捕獲に対する報奨金に対し、県からも基金から支援するという事としておりますので、昨年度以上の捕獲頭数を目標として、捕獲に努めたいと考えております。

来代委員

私は何回も委員長しとるから県の総合計画審議会の委員になつとんです。岡本委員も何遍もおいでますよ。その時に、猿の捕獲が6,000頭から7,000頭と書いとるんですよ、1回見てください。県の計画審議会なんやから。それが、今4,000頭でしょう。あの時に6,700頭と書いていたものが、何で4,000頭になるの。まあ、いいですわ。部長、これは、やっぱり国の基準、あるいは環境庁とかがあるから捕れないわけで、やっぱりこれは、農林水産部の農作被害という立場から、県条例でそれを指定できるんですよ。

この前、総務省過疎対策室長に聞いてきたんですよ。県の条例というのがどうなっているんですかと。地区を指定して、条例を作ればいいじゃないですかと教えてくれたんですよ。これは、法的なものやからどうなるか分かりませんよ。それくらい部長、県が積極的に。本当に過疎地で若い人がおらん、助けを呼ぶにも声が届かんと。マスコミの皆さんもうちの家に行ってみてくださいよ。そこの隣りに行くにも最低800メートルから1キロメートルや。また、猿とかの鳥獣被害というのは、そういうところしか襲わんのですよ。声は隣りにも聞こえへん。街灯もない、電気もない、夕方4時から薄暗いし、6時がきたら真っ暗で、その中をとぼとぼ、とぼとぼと、じいちゃんやばあちゃんは一生涯懸命に生活しとんですよ。

孫に送りたい柿、孫に送りたいミカン。そういう人を守るために、もったきちんと県は積極的に条例でも制定して、猿なら猿、ハクビシンならハクビシンを捕れるようなことをやってもらおうとか、これからの計画に取り組んでもらうわけにはいかんのですか。

吉田農林水産部長

特に山間部におきまして、地域ごとによって猿の被害が一番多いところ、鹿の被害が多いところ、イノシシの被害が多いところがあるんですけども、猿につきましては、実は先程、吉田室長からも話がございましたように、本県で一番多くなったんです。3大獣種の中で猿の被害が一番多くなったということを受けまして、本年7月から農林水産総合技術支援センターのほうで、鳥獣被害防止プロジェクト研究チームというのを7月に設置をいたしまして、猿に有効な電気柵を用いました多獣種対応侵入防止柵の開発、改良や現地モデルの実証試験、侵入防止柵の展示場などに取組ますとともに、様々な大型捕獲檻の実証実験、特にシャープシューティングは三好市でやるようになっていきます。

今後につきましても、特に猿に力を入れた、力点を入れたそういう施策に努めたいと思います。それから、適正管理計画にはイノシシと鹿しかないんですけど、それにつきましても、先程言いましたように県民環境部の所管でございますが、計画作りに積極的に取り組むよう申し入れします。

来代委員

マスコミの皆さんにも聞いて欲しいんですけども、徳島市内では猿が1匹出ただけで、あんだけのニュースになってテレビがいっぱい追っかける。うちのほうでは200匹、300匹が来て、食べ物を全部取られてもニュースにもならん。マスコミさん、この辺の違いも頼みますよ。市内は1匹おっただけで大騒ぎで、毎日テレビに出とる。うちのほう200匹、300匹の猿が出よる。その辺の地に着いた対応というのは、我々ではいかんけん、また一つ、そういう対応は懇談会の時にでも何かの時にでも言うてください。本当に困っているんですよ。都会の1匹の猿を追いかけて遊ぶような、言葉は悪いけれども、我々からしたら、猿が可愛げななと子供に見せて、おったおった、こっちにおったぞと、こんな遊びのもんじゃないんですよ、生活に困るんですよということで、ぜひとも、きちんとした対策をお願いしたいのと同時に、ここに書いてます徳島食材の普及、3つ目のこれこそは、きちんとした答えをお願いします。

というのは、徳島食材、あるいはグローバル化などと色んなことを書いてくれとるけれども、徳島県の名産はスダチなんです。JリーグでJ1に入りました。だから、J1の1試合で大体10,000人余りが見に来てくれるって言っていました。その人達全員にスダチを配って、徳島県はここですっていう宣伝もして欲しい。それくらい、このスダチを生かして、日本全国に徳島県がどこにあるかっていうことを売り込んで欲しいんです。

それと同時に、知事さんと一緒に会派として、割り勘で1,000円位の昼飯を食べたことがあります。その時、この隣のホテルですらスダチは4分の1から8分の1と、こんなに小さく薄く薄く切って刺身に添えてある。隣の徳島県で一番大きなホテルでこれですよ。これは、スダチ農家にとっては可哀相。スダチというのは、輪切りにして汁をかけて、その香りを楽しんでたのに。酷いところでは、市内の他のホテルに行ったら、スダチを縦割りにしとる。縦割りにして4分の1、8分の1に。余りにも恥ずかしいことなんです。

だから、県もこれくらいだったら、はっきりとできるでしょう。県がもう少し真剣なブ

プロジェクトを作って、阿波牛がどうのこうの、これがどうのこうのと広げるのも良いけれども、同時にスダチというのは輪切りにして、たっぷりとかけて楽しんでもらうんですよというくらいの画期的な抜本的な対策を立てて欲しいんですが、もう言い訳ばかりでなしに、きちんとできる人の答弁をお願いします。

丸谷もうかるブランド推進課長

まず、2点ございます。1点は、この度の徳島ヴォルティスJ1昇格を機に、いかにPRしていくかということです。これにつきましては、これまでも徳島ヴォルティスの主にホーム試合におきまして、「新鮮なっ！とくしま号」を展開するなど、スダチをはじめ、鳴門金時等の農産物のPRをしてまいったところでございます。J1昇格ということでございますので、これは、本県の農林水産物、あるいは徳島県をまるごと売り出すのに絶好のチャンスというふうに考えております。そうしたことで、商工労働部が中心になりますけれども、関係部局、あるいは会社であります徳島ヴォルティスさんとよく連携を緊密にいたしまして、これまで以上のPRができるように、私としては努力してまいりたいと考えています。

一方で、スダチの活用についてでございます。これにつきましては、スダチは徳島県を代表する特産物でありますと同時に徳島県の食文化を支えると、委員がおっしゃられましたように、スダチをたっぷりかける、あるいはスダチを擦って、その皮を使うというようなことで、スダチを丸ごと使うことによって徳島県の食文化が支えられているといっても過言ではないと思います。いかに、こういった徳島県の食文化を県民に、あるいは全国の人に知ってもらうかということが、私の使命であると考えております。

そういったことで、先程、委員のほうから叱咤激励をいただきました。県内の飲食店に御協力をいただいた地産地消協力店制度というものがございます。ここでは、徳島県の食材を積極的に活用していただくと同時に、県民を中心に徳島県の県産の良さを伝えていただくという使命がございます。そういうお願いをさせていただきます。そういった制度の中で、スダチは半分に切るといいますか、たっぷり使うものだという徳島県の文化を、これもできる限り使っていただくということで、私のほうとしてはお願いして、訴えてまいりたいと考えております。

来代委員

プロジェクトを作って考えるんでなしに、回って欲しいわけです。せめて隣りのホテル、あるいはインチキしよった徳島東急イン、ホテルクレメント徳島、そういうところにきちんと回って、スダチはこういう物じゃということで、プロジェクトとして回って欲しいと言ってるんです。

丸谷もうかるブランド推進課長

いかにスダチを協力店の皆様方に多く使っていただくかということで、回ってお願いする場合、あるいは研修会等で色んな活用方法をお互いに情報交換、あるいはこれから県か

らお願いする場面があると思います。これから作っていきたいと考えております。そういうことで、委員の御提言の趣旨を踏まえて、スダチを丸ごと使うというような徳島県の食文化を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

来代委員

先に言うておくけれども、スダチが8分の1だったのは隣のホテルで、まだ10日くらい前ですよ。ということは、皆さんがそんだけ言うても、徹底ができていないということですよ。それを頭に入れといてくださいよ。

西沢委員

関連ですけれども、その前に、昨日も商工労働部の場で申し上げたんですけれども、これからは本当に、激變的に世の中が変わってくると思います。当然、環境の問題とか色々問題になっていますけれども、TPPの問題もあります、超高齢化などとの色んな中で、今、本当に激變的に変わってくる中で、我々が、政治をやっている人間が、どうしないといけないかという本気度を試されるんじゃないかと思います。だから皆さん方も、これから今まで以上に、本当に真剣に取り組んで欲しいなど。これから、まず部長に聞きたい。激變するんですよ。

吉田農林水産部長

西沢委員からお話ありましたように、まさにその激變の時代でございます。こういった中にありまして、農業につきましても農政大転換が行われようとしております。そういう意味でも、私ども農林水産部、農林水産業の行政に携わる者といたしましては、襟を正して、これまで以上に真摯に向き合ってまいりたいと考えております。

西沢委員

本当に、生き残りをかけた戦いになるかも分かりませんよ。そのくらいのことを思って、本当を言うたら、これを給料に反映できたら、皆さんももっと頑張るか分からんけれども、頑張っただけ欲しいと思いますね。

まず先程、鳥獣対策のことで来代委員から話がありましたので、そのことでちょっとお聞きしたいと思います。来代委員と私は、23年前に初当選した同期ですけれども、回っていて一番最初に言われたのが鳥獣対策で、どないかしてくれと言われたのが23年前。私たちが初当選した時から大変な問題で、この23年間ずうっと言われっぱなしで、これはどうなんだと、本当に対策は効果を表しているのかというのが私らの思いでしたね。数日前に、知事が若者との会話の中で、この鳥獣対策のことを話しされましたけれども、どういうことを言ったか、誰か知っておられますか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

数日前ということでございますか。ちょっと私は承知しておりません。申し訳ござ

いません。

西沢委員

今日、そのことが1つも出てこない。今、来代委員が一生懸命に言いましたけれども、何を言ったのか。私が十何年前に言ったことだから、よく憶えているんですね。十何年前に鳥獣対策のことを言ったことがあります。全く同じことを言いました。要するに、自衛隊とか警察とかのOBを利用したらいいじゃないですか。そういうことを知事さんが言ってましたけれども、全然知らないんですか、室長。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいま、西沢委員から、知事が自衛隊なり警察官のOBを活用してはどうかという御発言があったということですが、この件に関しましては、本年5月でございますが、国のほうに政策提言という形で、知事から環境省のほうに提言させていただいております。それに要する経費等も十分に支援するよという内容でございました。

西沢委員

何か全然出てこんから、おかしいなと思って聞いていたんです。もう1つ言いましたら、私も十何年前にそういうOBを利用したらいいんじゃないかと言いました。でも、もう1つ言うたら、現職を利用したらいいんじゃないですかね。警察官の現職は、さすがに厳しいですけども、自衛隊の現職に来ていただいて、猿対策なんかをやっていただくこと。

今、数日後に宍喰町のほうで、自衛隊の方々をお願いして道路を整備するという計画を立てておりますけども、自衛隊の方を上手く利用する方法っていうのはあるんじゃないですかね。だから、OBといわずに、現職の人に来ていただくような努力っていうのは、そんなに金も掛からんでいいんじゃないですか。OBの方だと、当然ながら雇わないかんですからね。ボランティアじゃないかも分かりませんし、でも現職だったら、かなり格安でできるんじゃないですか。格安と言ったら言い過ぎですが、自衛隊の方にしても、ひょっとしたら訓練なるかも分からんし。

それと、もう1つは、今、猟師さんが高齢化していますね。あと5年、10年経ったら捕る人がいなくなるかも分かりませんね。自衛隊の人が来て、山へ登って行けるんかと。それは無理ですね。山を知ってる人が一緒に行って、その山を教えてもらいながらやってくと。そのうちに、自衛隊の方々もできるようになるとは思いますけれども。ただ単に、撃つだけでは駄目ですからね。だから、まさに今、高齢化しつつあり、引退が間近な方が多い猟師さん、その方々に教えていただいて、できるだけ本職の方にやってもらったほうが良いと思うんですけども、そういうことで、ずうっと対策をやってもらうというのは、どうなんですかね。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいま、西沢委員から、現職の方の御活用はという御質問でございます。先般、OB

ということで政策提言をしたわけですが、県のほうとしても、OBでなくて現職の方が活動に協力していただけないかということで、お隣にございます自衛隊の事務所のほうにも出向いて、お話もさせていただいたところですが、猟銃の取扱い等には、なかなか慣れていないということもございます。また、任務として鳥獣というふうなことについては、なかなか難しいという御回答も聞かせていただいたところがございます。

ただ、直接捕るというのではなくて、北海道なり他県のほうでは鳥獣を見つけるような、北海道では上空から鹿等の生息を観察して、狩猟者の方に連絡するというふうなことも協力して行っているということも聞いてございますので、この捕獲は県では県民環境部のほうが中心となって施策を行っておりますので、十分に連携して、そういうことが可能かどうかのことも含めて、検討してまいりたいという考えてございます。

西沢委員

ちょっと言い方が弱いんじゃないですか。ここの所長さんとか、事務所とかじゃなくて、それこそ知事は全国知事会の筆頭与力というか、副会長をやっとんでしょ。どうして、これを知事会から国に対して申し上げないんですかね。そのくらいのもんですよ、全国が今大変になっただけですから。さっき言うたように、待たないんですよ。それも猟師さんが高齢化して、5年、10年経ったら駄目ですよ。今こそちゃんと行って、できるんだしたら、そういう方向でやったほうが非常に効果がありますよね。これは、自衛隊の一部の人に言うような問題と違いますよ。どうですか。

峯本農村整備振興局長

自衛隊職員の現職の活用ということでございますが、これにつきましては、数年も前から案として、我々のほうに提示していただいた状況でございます。その自衛隊員の派遣につきましては、自衛隊法という法の縛りがございまして、その中で国民の手に負えない状況ということが判断された場合に、自衛隊員を派遣するという状況でございます。

鹿とかイノシシとか猿とか、そういう鳥獣の捕獲については、国民の手でまずはやるべきであり、自衛隊の派遣については、今の段階ではできないということでございます。また、先程、室長の説明にございましたように、色んな工夫をやって、その工夫の部分については、できましたら知事会などの中で議論していただくことにしたいと思っております。

西沢委員

そんな悠長なことを言ってられない状態だと、先程、来代委員も言っているじゃないですか。そうでしょう。これは、命がかかっているんですよ。その上にTPPもと言われたら、もう皆が辞めてしまいますよ。

結局、どうやって守るかっていうのは、法律が悪ければ、法律を変えたいじゃないですか。そのくらいの気持ちでやっていかないとだめじゃないですか。自衛隊はこんな枠ですよと、だから、この枠から外れられませんよと、そんな法律はないでしょう。良い方向だったら、法律も変えられるでしょう。

そのくらいのことやるのが、全国知事会じゃないんですか。県と国というのは対等でしょう。その中で、一番力を持っているのは知事会でしょう。そういうところから、本当に必要なことだったら、どんどん言うていくべきだと思う。法律でも変えてもらうように、言うていくべきだと私は思いますよ。今までの知事会の中で、法律がこんなんだから駄目ですよというて引き下がったことは、あんまりないと私は思いますよ。必要なことだったら、法律を変えてくれって言うて行くほうが多かったと違いますかね。

だから、それくらい、やっぱり頑張らないかんということ言ってるわけですよ、最初に言ったように。そのことを言ってるんですよ。だから、知事自身も自衛隊のOBを利用したらどうですかと、若い者に言っているんですよ。そうやって、やりたいんですよ。

吉田農林水産部長

今、西沢委員、来代委員、両委員から鳥獣被害対策についての御質問がございました。西沢委員のお話にございますように、警察官や自衛隊のOB等を含めました公務員ハンター制度というものを、本年5月に知事のほうから政策提言をさせていただいております。そういう意味で、国のほうにも絶えず状況の深刻さを訴えまして、法改正も含めました鳥獣被害対策の強化につきまして、今後とも訴えてまいりたいと考えております。

西沢委員

駄目ですね。今のは、県から言うことだけでしょう。私が言っているのは、全国知事会を通じてと言っているんですけどね。やっぱり、大きな組織でやることで、国のほうは問題だと捉えてくれると、法律でも変えてくれると。県から言うて、法律を変えてもらうのは、それは至難の業だと思いますよ。知事会の力を利用してこそ、法律も変えてもらえるんじゃないですかね。そう思いますよ。知事さんに言うてみてください。知事会で言うてくださって。私とも言いますけども。これは、ここで置いておきますので、お願いしますよ。

それから、鳥獣被害っていうのは、どうやって調べるんですか。私は今までにちょっと聞いたことがあるんですけども、例えば、猿の被害は、言うて来るものを被害の対象にするんですよというのを聞いたことがあるんですけども、本当の被害っていうのは、どうやって調べるんですか。本当の被害、当然、一人一人に当たっていくわけにはいきませんが、言うて来るだけを被害として捉えているんですか。私は、まずその辺りから聞きたいんですけども。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいま、鳥獣被害はどのようにして調べているのかという御質問をいただいております。鳥獣被害の調査方法につきましては、国から示されました鳥獣被害調査の実施要領に基づきまして、市町村から総合県民局に調査データが上がってくるわけでございますが、その調査方法といいますのが、まず、生産者農家の方々から被害に遭ったという御連絡がまいりまして、その品目ごとに県が示しました10アール当たりの単価がございまして、そ

れに被害の面積を掛け合わせることによりまして、被害額ということを算定しているところでございます。

西沢委員

ということは、全く言うて来た分だけを対象にしているわけですね。だから、ほんまもんじゃないわけですね。だから確率的には、10人が被害を受けて、何人が言うて来るという確率でも入れているなら、ちょっとはましですけどね。10人いたら1人言うてくるとすると、掛ける10倍だなという数になるじゃないですか。

そんなことよりも、もうちょっとやっぱり本気になって鳥獣被害を調べんかったら、原点を調べんかったら何を況わんやでないんでしょうか。被害がこうなんだから、こう対策をとる、とってくれ、こんだけの金額を入れるという話になってくるような気がするんですけれどもね。国自身も本当に、そういうのを受けただけでオッケーですよって言うんですか。そこまでは言うてないと思いますよ。

まず、市町村が調べると。市町村に言うて来るんでなくて、市町村がせないかんのだったら調べないかんけれども、この鳥獣対策というのは、市町村だけでは多分やれないと思いますよ。もっと全県的にやるとか、この前だったら、四国全体でやろうとか、共同してやろうとか、そんな話もあったじゃないですか。そのくらいのものだと私は思いますよ。

だから、市町村だけに任せて費用、被害云々やって、最後はこっちへまた逃げ、鹿も逃げ。市町村の範囲から逃げていったら全然分からんし、移動したら分からん、だからやっぱりそこら辺りは市町村任せでなくて、県が被害をどうやって、一人一人、一匹一匹は無理にしても、もうちょっと被害をはっきりとそこそこ分かるように調べるべきでないかと思うんですけれども、いかがですかね。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいまの回答で、言葉足らずなところがございましたんですが、実は鳥獣被害の相談を受け付けるところが、市町村の担当以外に県の農業支援センターのほうにも相談ごとなりの問い合わせがございました。そうした場合には、農業支援センターの担当も現場に出向きまして、そのデータをとった後に、市町村のほうにも連絡するというふうな体制をとってございます。

ただ、西沢委員がおっしゃるとおり、この調査につきましては、被害の申し出ということがございませんと、なかなか把握しきれないということございまして、潜在的な被害というのは、私どもが把握している数字よりは多いのではないかと考えてございますし、また、鳥獣被害で作付け等が困難になった場合ということについて、その場合は被害に算定できないということもございしますが、県と市町村が連携しながら今後とも鳥獣被害の把握に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

西沢委員

今の被害集計のあり方が変わらんのだったら、やっても何の意味もないですね。その掛ける何倍かも分からないじゃないですか。だから、方法を変えんかったら、言うて来たものを集めて言うような状態では無理ですね。これは、最初からギブアップ宣言ですね。

被害が分からんのに、対策をどこに、どのように、どこまでとったらいいのか分からんじゃないですか。被害がこんだけあるから、国に対してもこのくらいやりたいと。だから金をくれと。こうするんだと。やっぱり、その原点が分からんかったら、どうするんですか。だから、国の方針が間違っていたら、徳島県はモデル地域でこうやってみるから、金をくれよと言うて全県調査するとか、全県調査できんでも、ある程度が把握できるような方法論に変えてすべきだと私は思いますよ。

それと、被害額の算定と、どんだけいるかというのも、当然、たまにはやってますよね。これは、どのくらい合っているのですか。例えば、猿が1万頭いるとかいうのは、1万頭が10万頭なのか3,000頭なのか、調べたことありますよね。何年かに一遍は。まず、それからいこうか。猿、鹿だけに限って、今まで全県的に何頭いるか調べたものはありますか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

申し訳ございません。生息状況等に関する資料でございますが、これにつきましては、県民環境部のほうで把握しているかと存じますが、今、私どもの手元にはございません。

西沢委員

分からんかって、イノシシないし鹿対策、鳥獣対策をやれるんですか。他がやっても構いませんよ。その資料をもらうのが、当たりまえやないですか。そして、どういうふうに調査したかというのも、やっぱり把握しとかんかったら、その頭数とか、その程度とか、どのくらい確かなのか分からないでしょう。やっぱり、そういうところから対策は出発するんじゃないんですか。それはおかしいわ。他がやってるから知りませんでは、それは本当にやっているのと言われても仕方ないですね。いかがですか。

森田委員長

小休いたします。（11時38分）

森田委員長

再開いたします。（11時40分）

西沢委員

本当ですよ。他の部署がやるにしても、関係あるものは資料として集めて、ちゃんと把握してすべきだと私は思いますよ。

それから、先程、来代委員のお話の時に出ましたけれども、鳥獣の適正管理計画はないと。要するに、猿は何ぼいるから、その中で何ぼ捕るという計画はないということですね。こんだけの被害があって、国の法律があるんだったら、国の法律を変えないかんじゃない

ですか。先程と同じようにですね。まず、頭数の把握とかはしていないということですが、どのくらいが本当に被害的に許される状況とかがあると思うんで、なかったら、国に対して「そんな時代と違いますよと、30年前、40年前と違いますよ」と強く言うて、やっぱり被害が物すごいので適正な頭数が必要ですよと。

鳥獣保護の団体がおるから、そこからきついことがあるかも分らんけれども、その人らに被害の金を払ってもらえるんですか。言うだけで、一銭も払ってくれないじゃないですか。その辺りで何ぼ言われても、こちらは人間の命、食べるための命がかかってますよ。鳥獣保護もせないかんか分らんですけども、その比率が問題だから適正化計画があるわけでしょう。全部を捕れと言ってません。だから、イノシシとか鹿とかがある中に、猿がないっていうのは、これは言わば差別ですね。

峯本農村整備振興局長

鳥獣保護法によりまして、適正管理計画が立てられています。ただ、鳥獣保護法を所管しているのが県民環境部ということで、猿に対する適正管理計画につきましては、申し入れをさせていただくということで御了承をお願いいたします。

西沢委員

どっちかにまとめてください。国が分けたんか知らんけれども、これはあっち、これはこっちと言うたら、委員会で鳥獣対策の話はできないじゃないですか。それとも、担当者と呼んできますか。この話が詰めれんじゃないですか。それはあっちですって言われたら。だから、この鳥獣対策に対しては、全部ここが一貫してするんだという部署を構えてくれんかったら話しづらいですね。いかがですか。

峯本農村整備振興局長

委員のお話のように、鳥獣保護に関する部署は、農林水産部、県民環境部、危機管理部がございまして、それから協力をいただこうという県警、猟友会、関係する団体の皆さんに集まっておきまして、農林水産部の中に鳥獣被害防止センターを設置いたしまして、その中で、毎年度の方針などにつきまして、打合せをしております。

西沢委員

そんなことは言っていない。県庁内の組織として、どこか1つで担当してくださいよと、あっちこっちにばらすんじゃないかとっている。昔、林業の関係で、鳥獣保護と鳥獣対策と両方なかったかな。両方があったような気がしますね。保護するほうと規制するほうと、両方が同じ部署にあったような気がするんです。確か、林業の中にあったような。確かに、おかしなどは思ったんだけど、でも、そういう形にしなければ話できませんね。だから来年度に向けて、今、言うても無理やから、来年度の中で、知事と相談して、そういう部署を1つにまとめてください。そうでないと話しにくいわ。いかがですか部長。

吉田農林水産部長

先程の鳥獣保護，あるいは規制する部署，県民環境部と農林水産部，そして危機管理部の県民くらし安全局も関わっております。今，3部が連携した会議をもっておりますし，今後とも連携を密にしながら，窓口の一元化的な部分につきましては，しっかりと対応できるように努めてまいりたいと考えております。

西沢委員

この辺りで終わっておきますが，本当にしっかりと本気になって対応せないかんというのは，一番最初に言うたことは，今日の話で分かったと思いますけれども，しっかりと本気になってやってください。終わります。

長尾委員

今，熱っぽく猿の対策が語られましたけれども，私も9月の環境対策特別委員会で，この猿対策については質問いたしました。その時に，今も答弁があったように，要は，環境サイドでも猿の実測数は分かりませんと言っている。確か，6市町村で十何グループがあるという答弁だけでした。だから，本当の猿対策というのは，県で実数が分からないのに，どうやってやったら良いかと，実数も分からないのに対策が組めるのかと，こういうふうに質問をして，その実態調査をしろというふうに申し上げたところです。今日は，直接の被害があるところの所管も，今のような環策サイド任せみたいな態度で良いのかということとは，私もそのとおりでと思います。

今，部長が他の部とも連携するという御答弁もあったけれども，本当にこの問題は県でもしっかりと総合的に取り組まないといけないし，もちろん陸続きの高知県，そういう他県との連携対策も必要だと思うし，ぜひ，これはそういう県庁内の部を越えた取組，そして県外ともやらなくてはならない。それで，来代委員からも話の中で，今お聞きしたんだけれども実数が分からない。だけれども，何か3年前に元農林水産部長の熊谷副知事が，当時の総合計画審議会かで，猿の捕獲は7,000頭を目標に取り組むという発言をしたと。紙に書いていたと。これを部長は承知しているんですか。

吉田農林水産部長

7,000頭のペーパーは，承知しておりません。

長尾委員

これは，私も見てないからはっきりとは申し上げられませんが，当時，来代委員はそれを見たと言うのでありますから，もしそれが事実であるとすればですね，そんなことを今副知事をされておられる当時農林水産部長が，しかもペーパーに書かれているということで計画審議会に諮っておいたら，それについて県としての取組というのは，その後したのかどうか。ただ単にペーパーに書いてあって，そうですかと終わっただけで，多分，今まで来ていると思うけれども，それからすると，さっき西沢委員から本気度ということの御

指摘もあったけれども、本当に本気で総合計画審議会の結果を全く無視していると言わざるを得ないわけですから、ぜひ、しっかりと取り組んでもらいたい。これについては、1回そのペーパーを調べていただきたいと思います。

それから、さっき来代委員も言っていたけれども、猿とかイノシシとかは人に危害を、鹿は山の上に登って被害はそんなにないと。それで、特に猿とか鹿は、さっきテレビで出たら子供がどうのこうのとあったけれども、本当は警察本部長だけれども、世の中ってというのは、被害事件にならないと動かないというようなことを指摘されるけれども、もし山間部の高齢者が猿に噛み殺されるといった例があれば、これは真剣に動くのかって言いたくなるわけで、そういうことが起きないためにも、しっかりと手立てをする。

もちろん、現場では色々と支援センターの方とか、色んなネットだとかが取組をしておられると思うけれども、そういう中で、先日、資料として提供させてもらったんだけど、猿とか鹿とかイノシシってというのはカラシを、匂いが人間と違って、強烈な味、匂いがある嫌うということで、防護ネットも最近そういう辛子を表面にコーティングした防護ネットがあり、効果も出てるという話を聞いているわけですが、こういったものの県内への導入とか、そういったことについては、どのように考えていますか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいまの侵入防止柵のネットに、鳥獣が嫌うカラシ成分が練り込まれた物でありますとか、そういう手段につきましての適応はどうかという御質問かと思えます。今、鹿とか動物といいますのが、カラシ、唐辛子とか、そういうものを嫌うという性質があるようにも聞いてございます。畑の周辺に鳥獣の侵入を防止するために、直接、唐辛子を植えてみて被害を軽減しているという現場での効果があるようにも聞いてございますので、そのカラシ成分が練り込まれたネット等につきまして、有効性がどれほど持つのかということも聞いてございますが、市町村なり地域の協議会のほうに、紹介をしてまいりたいと考えてございます。

長尾委員

紹介だけでなく、要は、県はいつも紹介とか言うんだけど、県自らが試してみるという姿勢はないんですか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

今年度から、農林水産総合技術支援センターのほうに鳥獣被害対策のプロジェクトチームも設置してございますので、そこで委員から御提案いただいたような被害防止の資材等につきましても、研究、検討してまいるようにしたいと考えてございす。

長尾委員

ぜひ、市町村任せというのではなくて、県自らが、ああいうセンターも金を掛けて作ったんだから、もうかる農業、農林水産業と。県自らがやってみて、効果があるかどうかと

いうことを早急に確認してもらいたい。その結果をまた報告していただきたいと要請しておきたいと思います。

それで、さっき自衛隊の問題とか警察の問題等ありました。これは、過去の委員会で私も北海道に行って、エゾシカ対策というのを聞きました。自衛隊や警察の弾は人を撃つ弾で、動物を撃つ弾ではないと、法律が違うということで、さっき言ったように、ヘリコプターで追い上げて誘導するとか、そういうことしかできないと。また、通信の電波も違う。そんな御指摘がありました。そのとおりだと思います。

その中で、しかしながら自衛隊というのは災害があれば、知事が要請して出動すると。言ってみれば、山間部における災害じゃないですか。イノシシとかは、人にぶつかったりとか、そういうことはあるけれども、猿の人命被害はまだ出てないが、出る可能性もある。実際、農業的には被害を被っている。それだけで、極端なことを言えば、知事が自衛隊に出動要請すれば出てくれるのかどうか。それはちょっと分かりませんが、もちろん自衛隊が来ても、どのような具体的にできる限界範囲があるのかといったことについて、私は一度、まずは国へも要請するけれども、県内に陸上自衛隊もできたわけだから、1回そこで現場の打ち合わせ、意見交換というものをやってみたらどうかと思うんだけど、それをやったことはありますか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

県内の自衛隊なり警察の方々との意見交換ということでございますが、昨年度ですが、平成24年度に開催いたしまして、その時にも、ただいま長尾委員からおっしゃっていただいたような、猟銃は扱い慣れていないとか、そういう御議論をいただいたところでございます。

長尾委員

そういう中で、さっき西沢委員のほうから、知事がOBとかの発言したと。このトップの発言を受けて、再度、県としては、今後どういうふうにしようと考えていますか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

今後の鳥獣被害対策の深刻化に鑑みまして、再度、関係者と意見交換なりをいたしまして、国のほうにも更なる提言等をしてまいりたいと考えてございます。

長尾委員

ともかく、この問題については長い課題だけれども、なかなか解決策というか、具体的には進まないし、実態調査もできていない。捕るほうも、守るほうも一体猿は何匹が適正なのかといったことが分からない。それに対して、高齢化や色んなことがある中で、手をこまねいては何も進まないけれどもね。上手く、早く、具体的に実践することが、行動することが大事だと思っていますので、ぜひ、お二方の議論で大変に厳しい状況が指摘されたわけですから、来月の2月議会ぐらいまでには、具体策をこの場で部長のほうから

報告できるようにしてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

吉田農林水産部長

2月議会までにということで、来年度の取組方針等につきまして、関係部局とも十分に議論した上で、事前委員会になるか、付託委員会になるか分かりませんが、この委員会で御報告できるように頑張っまいります。

長尾委員

オンリーワンというのでありますから、まずは徳島県の中でしっかりと全国のモデルとなるような鳥獣対策を検討して、具体的な形で2月議会のこの場に、ぜひ出してもらいたいことを重ねて強く要請しておきたいと思います。

次に、今日、部長からの御説明がありました農林水産部の基本方針で、伸び悩む農林漁業とか高齢化と担い手の不足というのがあるんですが、以前、大阪府の本町市場に委員会で視察して、大変、鳴門金時の黄色いパッケージなんかが高く積まれておって、それが関西における生鮮食料品供給基地としての徳島県の存在、北海道と1位、2位を争う生産を担っている徳島県。ここでお聞きしたいのは、徳島県の人口が、私どもは平成3年に県議会議員になりましたが、その時は徳島県の人口は83万人で、今は77万人と6万人も減っている。これは、さらに将来2030年には65万人だったかな。人口が減っていく中で、この農林水産業の就業人口は、農林、水産の人口は、20年前の人口がいくらか、今はいくらかなのか。

丸谷もうかるブランド推進課長

まず、農業就業人口で申し上げます。20年前、統計上は平成2年でございますけども、農業就業人口は78,641名でございます。統計の一番最新の数字、平成22年でございますが、38,311名でございます。

長尾委員

平成2年が78,641人、直近の平成22年、20年後には38,311人と。約4万人に、半分以下に減っているわけでございます。そういう中で、本県が関西等の台所として、生鮮食料品供給基地としての位置を今後も保ち続けられるのかどうか。今後、2030年には、この38,311人がさらに減って、高齢化によって、そういうことで耐え得るのかどうかですね。もちろんその中で、国も色んな工夫はされるけれども、そういう努力をしながら、かつ、農林水産業に携わる人口を確保できるのか。この辺の見通しについて、どのように考えているんですか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

本県を支える農業の担い手についての御質問でございます。確かに、ここずっと担い手の減少というのは続いております。そういった中、新規就農者の確保ということで、色々

な対策を講じてきております。昨年は青年就農給付金という制度ができて、これを契機に121名という10年間で最大の新規就農者を確保したところでございます。引き続きこの制度を活用し、また、農業大学校、それからアグリビジネススクールのテクノ科といったところで幅広い人材を育成しまして、本県の就農者の確保について、引き続き努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

長尾委員

それは素晴らしい話で、御努力に敬意を表するところでございます。それで、昨日の商工労働部の委員会でもおっしゃいましたけれども、そういう関係の就業人口、産業労働人口と商工労働部では言っていましたが、人口が減る中で、そういう関係の人口も減る中で、外国人労働者について、商工労働部で聞いたんだけれども、20年前から30倍の変化がある。本県の農林水産業で、平成2年の時点で外国人の農林水産業の人口がいくらか。この平成22年で農林水産業の県内外国人の人口はいくらか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

外国人労働者についての御質問をいただきましたが、外国人技能実習制度を活用いたしまして、県内の農畜水産事業者で外国人の方を受け入れているところでございます。現在の状況でございますが、正確な数字というのは把握できておりませんが、関係団体の情報から推測いたしますと、農林水産業で約400人程度が研修されているのではないかと思います。受け入れの推移でございますが、この制度は、平成12年度から農業関係で受け入れが始まっておりますが、当時はほとんどいなかったのではないかと思います。5年前の平成20年度には350人程度と推測されますので、当初に比べて大きく増加したものと考えておえます。

長尾委員

10年前から始まった農林水産業の外国人については、10年前はゼロだった。それが今は400人いると。ある意味、10年間で400倍になった。ゼロから増えたんだから。今は研修制度の中で研修生とか実習生といった形でやっているんだけれども、今後、本県の農林水産業において、農林水産における外国人労働者に対する県の取組、考え方というのはどうなの。つまり、これから増えると思うか。最初は県として、積極的に取り組むべきかどうかということ。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

近年の状況でございますが、400人程度で推移しております。確かに、農業の生産現場におきまして、農業生産をする上で力になっているということは認識をいたしております。また、この制度につきましては、外国人の技能実習制度を活用いたしまして、農業分野の技能の習得を目的として、実習をされているということでございます。関係職種等ございますので、お話を聞きながら、これからの方向等についても考えていきたいと思っております。

長尾委員

ぜひ、今のお話では農林水産業における外国人労働者は、本県においては大事だというような認識を示されたわけで、今後、本県の人口が減るとともに、農林水産業の就業人口も減っていく。それを維持するために、より増産とかそんなこと考えたら、ある意味、そこしかないんじゃないか。ところがですね、そこが研修生、実習生の3年間という大変短いスパン。これは、農林もそうだし、縫製だとか他の業種も3年と。されど、特に農林水産なんていうのはですね、短期間で物事が分かるような職種じゃないと思うんですね。そういう意味からすれば、果たしてこの3年間というのが良いのかどうか。

商工労働部でも申し上げたんだけど、この20年近くこういう制度で来ているわけで、研修生、実習生は3年間と。他に色んな問題もある中で、特に地方は人口が減る厳しい中で、先の西沢委員もおっしゃったけれども、現場に合わない法律であれば変えれば良いだけであって、知事が徳島発の政策提言というのをやっているわけですよ。そういう中に少なくとも、徳島県の農林水産業、1次産業を今後も発展させていく上で、県内の人であらゆる努力をして、担い手を作ることは当然のこととして、さらに発展するためには、より外国人の方の労働力、協力もらってやっていかざるを得ないと私は思っている。

その中で、今の法律というのは大変に問題がある。ぜひ、昨日も外国人労働者を雇用している社長の意見等も聞いて、本当に3年間というのが良いのかどうか。また、商工労働部でいえば、縫製でこちらへ来たら縫製しかできない。職業選択の自由がないわけですよ。色んな保険、色んな問題もあるわけだけれども、それは3年間という中で各省庁の問題もある。しかし、外国に目を転ずれば、シンガポールやドバイなんてところは、外国人がどんどん来て、そこで協力してもらって国の力をつける。ドバイ人というのは、たったの1割で、あと9割は全部が外国人だと。でも、9割の外国人は全員が職業を持っている。職業を持ってない外国人は、色んな事件を起こす可能性があるから、職業を持っている人しか行けない。治安も悪いというようなこともある。

日本も世界一の高齢化先進国になっているわけで、そういう中で外国人労働者の問題は無視できない中で、徳島県として、農林水産業の職種の人からの意見を聞いて、現下はこれで良いのか。今後、徳島県として、もっと外国人労働者を多角的に色んな分野で力を借りる意味で、国に対して今の法律を改正すべきだというような研究を近いうちしなくちゃいけないと。このことを昨日、商工労働部で申し上げて、検討するというようなニュアンスの御答弁だったけれども、農林水産部として、ぜひ私も一緒にやるべきだと思いますが、どうでしょうか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

委員お話のとおり、実習生の活用は、農業生産の力になっていることは確かでございます。そういった中で、十分に働いていただいて、技能を身に付けていただくという環境を作っていくということは、非常に重要だと考えております。そういった中で、昨日のやり取り等で、商工労働部がでも議論をされる、研究をされるということでございますので、一緒になって研究してまりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、商工労働部とともに農林水産部も一緒になって、本県における将来人口を見据えた上で、どう本県の活性化を図っていくかという観点から、外国人労働者の問題について、現下どういう問題があるのか。そんな中で将来、今の制度でいけるのかどうか。今から、どういようように変えたらいいのか。そういったことを徳島県発の政策提言として、ぜひ、まとめていただきたいと思うところでございます。

また、まとめる時期については、早いほうが良いと思いますが、今はとにかく関係者の声をよく聞いていただいて、それを作成していただくことを期待しておりますので、よろしく願いをして、この件について、部長の御答弁をお聞かせいただきたい。

吉田農林水産部長

外国人実習生の件につきましては、宮本課長から申し上げたとおり、本来は研修の目的で来られているわけではございますが、現実問題としては、本県の農作業等に大変な力になっているという現状がございます。将来的に県としましては、機械化、省力化を進めまして、外国人に頼らなくてもいい本県の農業を作りたいと考えておりますが、ただ、現実の問題として、議員お話のようなこともございますことから、私どもといたしましては、商工労働部と関係機関と一緒に、この現実の問題にどう向かっていくのか真剣に研究してまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、お願いしたいと思っておりますので、最後にお聞きしておきたい。現状、海外からの外国人の農業の実習生、研修生というのは、今回、新しくできた農林水産総合技術支援センターに来たことがあるのか。ないしは、そこで研修みたいなものを受けたことがあるのか。

安芸農林水産技術統括本部長

ただいま、外国人実習生の研修等の受け入れについての御質問でございますが、当センターにおきましては、具体的に何日間か滞在して研修を実施されたという研修生の方はございません。ただ、先日も農業を勉強したいというタイなどの方が、こちらへお見えになりまして、私どものセンターにおける研究成果、それから、センターの施設見学等をされております。また、タイ以外の国の方におかれましても、先日、突然ベトナムの方が訪れるなど、当センターにおける研究成果等に関心を持って御来訪いただいているというふうに感じております。

長尾委員

研修生、実習生は来たことあるの。

安芸農林水産技術統括本部長

研修生、実習生の受け入れについては、実績はございません。また、これまでも、そう

いった御希望を私のほうで承ったこともございません。

長尾委員

昨日も言ったんだけど、外国人労働者っていうのに県は関係ない。それは、国の労働基準局で、数値だって労働局からもらう。県内にいるのに県が掌握もしていない。これが実態なのです。今で言うと、県内の農業実習生、研修生というのは、その雇っている人達だけの間のことだけであって、県は関知していないの。農業の研修正、実習生ということで農業を学ぶといいながら、本県の研修、研究機関であるそういうところには、来ることもなく、呼ぶこともなく、ありませんから声掛けることもなくと、関知していない。

でも本来、外国から徳島県へ農業の研修、実習に来たら、もちろんそれぞれの農林水産の現場の仕事で教えてもらうっていうのはあると思うんですけども、しかし、本県の農業レベルとか、やっぱり3年間いる中で、1日でも2日でも3日でも、私は本県で農業技術を学んだと言って帰って、帰った先でその国の農業技術の進歩に努力する。日本に来たこと、徳島県に来たことに感謝されるような、私はそういうシステムがあって良いと思うんですが、そういう意味において、もっと県はこれから、もちろんこの中には外国の外の文字もないけれども、私はそういったこともやっていく必要があると思うんですが、それについてはどうですか。

安芸農林水産技術統括本部長

ただいま、当センターにおいて研修生の受け入れを具体的に検討したらどうかという趣旨の御発言を頂戴しております。先程、部長のほうからも御答弁させていただきましたように、今後、研修制度全般の議論、研究を進める中で、そういう趣旨も踏まえて、議論させていただきたい、検討させていただきたいと思えます。

長尾委員

ぜひ、その研究結果を2月議会までに、御報告をお願いしたいと要請して終わります。

森田委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時16分）

森田委員長

それでは、休憩前に引き続き開会いたします。（13時17分）

有持委員

まず1点は、麻名用水の取水口の問題ですけれども、これにつきましては、本会議でも、今までの委員会でも何回も質問をさせていただいております。このことにつきまして、平成3年からずっと吉野川の取水口の水位が下がって入りにくいということで、吉野川市と石井町にかけての麻名用水でございますけれども、まずは、取水口から水が入らないと、

井戸水をたくさん使うということで非常に困っております。そこで今回、やっと吉野川の取水口について、県のほうで段取りをしていただいているということでございますので、まず、そのことについてお伺いをいたします。

川崎農村振興課長

麻名用水の取水確保に向けた県の今の取組についてというふうな御質問でございます。麻名用水につきましては、委員もおっしゃられましたように、平成3年ごろより吉野川本川の水位の低下によりまして、取水口付近の水位が低下いたしまして、農業用水の取水が渇水時に非常に取りにくくなっているような状況でございます。これまでも応急ポンプの対応など、渇水対策として実施してまいったところでございますが、近年、取水口への流入部前面の砂洲が発達していることから、さらに水が取りにくいような状況になっております。

そういったことから、支障となっている砂洲への対策が必要ではないかということで、現在、麻名用水の土地改良区さんとともに、その対策についての工法とかを検討いたしまして、現在、国土交通省の鴨島出張所に対し協議を進めているところであります。早急に協議を整えまして、この支障砂洲の対策を実施する予定としているところでございます。

有持委員

昨年も砂をのけさせてくれということで、鴨島町の国交省のほうへも頼みました。その時は「取ってくれても結構です」という回答をいただいたんですけども、その時は5月ぐらいだったので「うちは構わないけれども、漁業組合のほうの了解さえ取ってくれさえすれば結構です」と。だけど、アユの遡上が始まる5月に「取ってくれても構わない」と言われても、漁連のほうで了解するはずはないので、実質は国交省に振り回しを受けたような感じだったんです。

今年は、そういうふうなことがないように、やはり早い時期から着工して、今年は間違いなしにしていただげるかどうか。今、協議中ということではございますけれども、どういふふうに取り組まれるのか、再度お伺いいたします。

川崎農村振興課長

国交省との協議の状況、それから実施の予定についての御質問かと思えます。現在、12月中に国交省との協議も実施しましたし、今後も2回目、3回目と実施する予定となっております。そして、私どもが考えておりますのは、協議を整え終わるのが来年1月ぐらいで、そして漁業者の方に迷惑のかからない時期である2月から3月に工事を実施していきたいと予定しているところであります。

有持委員

2月、3月までにはできるということで、認識しといていいんでしょうか。それと、現実に取水口から水が入らない関係で、ポンプをたくさん打ち込みました。それで、地下水

を汲み上げるということで、昨年、飯尾川の平島地区のポンプ場が、麻名用水とも締結して大体の着工準備までできとったのに、地下水を吸うて地盤沈下をするという地元の何人かの反対があったために、1年間も放っておかれとるんです。この間も県土整備部のほうに、「1年間も放っておかれとるんで、これは困るから何とかしてくれ」と言うて、今、動いておりますけれども、そういうことも色々な面に影響しておりますので、2月には着工できるように、本当に努力するだけではいつまで経っても進みませんので、今回は来年の2月、3月には完成するようにお願いしておきたいと思っております。

次にもう1つ水の問題で、今年は3回の大水が出ました。それで、農家がほうれん草とか小松菜、野沢菜を蒔き付けたすぐに、ちょっと双葉くらいが出た時に、台風の水害を受けております。それで、この間も農家の方が、全滅したんで「これは何とかならんで」ということで、「もう生活ができんのじゃ」ということで、私の所に相談にも来たわけです。共済制度もあるんですけれども、共済は、お米の風水害とか、虫の害とか、そういうものの共済と、農業施設、ハウスとか、そういうものの共済等はあるんです。牛とか豚の共済もあるんですけれども、野菜のほうの共済というのは、難しいというのもあるんですけれども、ほとんどないと言っていいと思っております。

そこで、何らかの方法で、毎回、台風で苗を植えたら水害にやられ、種を蒔いたら水害にやられというのを、共済で何とか救済措置ができないのかどうか。私が言よることは難しいとは思っておりますよ。しかしながら、何らかの形をしないと、県庁の農業関係の素晴らしい知恵を持った皆様方に、そういうふうな救済措置がないのかどうか。このことについて、ちょっとお伺いいたしたいと思っております。

井上農林水産政策課長

農業共済制度についての御質問でございます。農業共済事業につきましては、農業災害補償法に基づきまして、国の助成の下、農家が共済の掛金を出し合って、風水害や干害などの災害や事故が発生した場合に、共済金の支払いを行って、農業経営を守る農家の相互扶助を基本としたような公的保険制度でございます。委員からお話がありましたように、農作物、畑作、家畜、果樹、園芸施設の5部門の制度共済事業と、建物、農機具などを対象とした任意共済事業に分かれて実施されております。現在、徳島県では、農作物共済としましては水稲、麦、畑作物共済としましては大豆、家畜共済としましては牛、果樹共済としましては温州ミカンと梨、梅、ユズ、計8品目を対象として引き受けを行っております。

委員からお話がありましたほうれん草とか野沢菜とかといったような露地野菜につきましては、現在、畑作物共済の対象品目となっております。露地野菜につきましては、共済制度を設計する上で色々問題があるということで、過去から長期にわたって制度化については見送られてきた経緯がございましたが、平成12年に発生しました有珠山や三宅島の噴火等の大災害によりまして、露地野菜なんかも甚大な被害を受けたことを契機といたしまして、農業共済制度の対象とするべきではないかというような要請が高まったことを踏まえまして、国におきまして、全国的な農家の保険需要の調査を平成12年10月に実施し

ております。

本県におきましては、県内の各農業共済組合を通しまして、露地野菜栽培農家を対象にアンケート調査を実施しまして、ほうれん草、夏秋ナス、ニンジン等を対象とするように、平成12年度には国へ要望を行ったところでございます。しかしながら、対象の要件といたしましては、農家側からの保険需要が高いこととか、一定の頻度で被害が発生することとか、価格の変動が小さいなどの品目特性を有しているとか、色々な条件がございまして、そういった条件を色々と検討された結果、委員のお話にあったようなほうれん草等につきましては、これらの条件を満たすことは難しいとの判断から、対象品目とすることが見送られた次第でございます。

また、県といたしましては、露地野菜を生産する農家への経営安定を図る対策といたしまして、米に限らず園芸品目も含めた内外価格差とか、生産費と販売額との差額を補填するような新たな経営所得安定制度を創設することなどを現在、国に重ねて政策提言しているところでございます。今後とも本県の野菜生産者の経営安定対策を積極的に提言するとともに、農業共済事業につきましても、生産者や農業共済組合の方々の御意見を頂戴いたしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

有持委員

ただいま、お答えいただいたことは、私もそのとおりだとは思いますが。しかしながら、やはり毎年のように台風で浸かるところ、浸かった人は今年もほうれん草をしていないし、収益が上がらないわけなんですけれども、被害に遭わなかった人は、結構、高値で推移して収益が上がるといふのもあると思うんです。というのは、豊作貧乏って昔から言いますように、採れ過ぎたら必ず値が下がります。台風で採れなかった人が運が悪いというのは、今の農業野菜のほうで常識的な話であることは、これは当然のことだと思います。

しかしながら、やはりそれでは、これからの農業を守るというのは、米も本当に低迷化しておりますし、野菜に代わるとしても、作ってもでき過ぎたら売れない。できんだら全然儲けにならんし、損ばかりするということになりますと、せっかく若い人が新規就農で農業をしていただいても、そういうことが続けば「やっぱり農業はできないわ」ということで、今までに仕事を辞めて農業に携わった人も、2年、3年したら「これは農業をしても、もう無理じゃわ」ということで、辞める人が非常に多いです。今、若い人をどう守らなアカンのかと言うたら、やはり私が言よるようなことも考えていかないと、新規就農者というのは難しいだろうと思います。と言いますのも、定年になってから農業をするという人だったらまだいけるんですけれども、これから新規就農者をどんどん増やしていったら、農業振興を図るのであれば、やはりそういうことも県として取り組んでいただかないと、本当に厳しい農業を守るということではできないんじゃないかと私も危惧するわけですので、このことについては、農林水産部のほうで取り組んでいただきたいと思っておりますので、部長のほうから答弁をお願いします。

吉田農林水産部長

委員のお話のとおりだと思います。今後、TPP交渉が進む中で、米に限らず園芸農家の経営を圧迫する可能性もございます。そうした観点から風水害等の被害防止、被害から農家の所得を安定させるという観点からも経営所得安定制度、これも米に限らず園芸農家も対象といたしまして、そういう制度が創設されるよう引き続き国のほうに積極的に提言してまいりたいと考えております。

有持委員

よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この頃、道路を通っていたら、ちょいちょいハトとかカラスが道に落ちとんですよ。と言うのは、鳥インフルエンザでないんかいなっていうことを一番に懸念するんですけども、これから鳥インフルエンザを含めて家畜伝染病の時期がまいります。県における感染症についての取組について、今、どのような取組をされているのか教えていただきたいと思ひます。

後藤家畜防疫対策担当室長

ただいま、家畜伝染病対策に対する御質問でございますけれども、先程おっしゃられました高病原性鳥インフルエンザとか、口蹄疫などの家畜伝染病が万が一発生いたしますと、過去の例のように、甚大な被害をもたらすということがございますので、予防対策が重要ということを考えております。

具体的には、全畜産農家を対象に、衛生対策の基本となります飼養衛生管理基準の遵守に向けた衛生指導、それから鳥インフルエンザモニタリング検査をはじめとする家畜伝染病の監視のための検査の実施。それから異常家畜の早期発見、早期通報の徹底、また、広報などによりまして、衛生情報とか疾病の発生状況の情報を提供して、発生予防対策に取り組んでいるところでございます。

それから、万が一の発生に備えまして、防疫演習、防疫訓練、研修会などの実施によりまして、迅速な初動防疫対応が実施できるような体制整備のほか、それに必要な防護服とかマスク等の防疫資材の備蓄、それから県内の飼養農家の位置とか、飼養状況が速やかに把握できるようなGIS家畜防疫システムの運用、構築などの蔓延防止対策の強化に取り組んでいるところでございます。

現在、国内におきましては、口蹄疫とか鳥インフルエンザは平穩に推移しているところでございますけれども、近隣アジア諸国におきましては、継続的に発生が続いております。そういうことがございますので、国や市町村、それから関係機関、関係団体との連携を強めて、今後とも防疫対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

有持委員

十分に対策が取られているのは分かっておりますけれども、今現在、乳牛、肉牛、豚、鶏で、県下で何軒くらいになっているんですかね。分かったら教えてください。

後藤家畜防疫対策担当室長

乳牛は140戸で7,000頭程度でございます。それから、肉用牛は240戸ぐらいで約2万5,000頭ぐらい。採卵鶏におきましては、通常の食べる食用卵を生産する卵鶏、種鶏農家では合わせて50戸程度でございます。それとブロイラーにつきましては、240戸程度で400万羽ぐらいを飼われております。豚におきましては45戸でございます。

有持委員

私も乳牛を飼っておりましたけれども、私らが飼いよった時だったら、県下でもかなりの戸数と頭数がおったと思います。徳島県の酪農については、今非常に厳しい状態になっているなと思いますし、肉牛についても240戸で2万5,000頭、そのうち和牛を飼われとるのはしれとると思うんですけども、ほとんどがF1とかそういうのでないかと思うんです。豚が45戸、卵が50戸で、ブロイラーが240戸と。乳牛が一番減ったんですかね。それと豚とが。

それで、現実に全部を足したら約600余りの農家があるということですけども、県下の全農家を視察して回っても大体のことが分かると思うんですが、県下で今一番力が入っているというのは、ブロイラーでないのかと思うんです。ブロイラーについて、今、阿波尾鶏ということでどんどん売り出しておりますし、前にも言ったように、徳島市内の繁華街に行っても、鶏肉を主とした店が非常に増えております。大阪府とか、そんなところにもかなり鶏肉というのが増えてきているんですけども、このことについての宣伝等は、どのようにやられとんんですかね。売り出しというか、それは県のほうは関係なしに、業者のほうでやるんですか。

今川畜産課長

ただいま有持委員から、阿波尾鶏を筆頭とする畜産ブランドについての販促活動の状況という話でございました。3ブランドともに、阿波牛も阿波ポークも阿波尾鶏も確立対策協議会というのがございまして、それは生産者なり処理業者、もしくは販売業者、もちろん県も入ってございますけれども、皆が入った形の確立対策協議会がございまして。その確立対策協議会が自ら行う販促もございまして、また、県が行う知事をトップとしたトップセールをはじめ、あらゆるジャンルでの販促活動を実施いたしております。

基本的に、委員もよく御承知だと思いますけれども、牛、豚の商品については、市場を介して販売するという形になってございます。鶏の鶏肉、鶏卵については、業者がかなりの部分を自助努力でされているということもございまして、そういう形の中で、徳島県産物のブランドといいますか、生産物、畜産物の販売を強化するために、色んな角度から、申し上げましたとおり多数ございますけれども、基本的にはそれぞれのブランド協議会が中心になってやっているという状況でございます。

有持委員

豚については、45戸しかないんですね。非常に少ないです。この間も「阿波とん豚」を

売り出し、かなり力を入れてやられるということなんですけど、徳島県全体で45戸しかないんですよ。宣伝をどんどんやっても、供給は間に合うんですかね。

今川畜産課長

生産と供給と販売のバランスでございますけれども、阿波牛、阿波尾鶏につきましては、消費者の方に信頼をいただいて十二分な販売経路がございますし、消費は伸びつつございます。昨今の「阿波とん豚」でございますけれども、前回の委員会の時に申し上げましたように、生産量がまだ追いついていない状況でございます。今現在、隔週くらいの土曜日を中心に販売いたしておりますけれども、発売日当日で売り切れという非常にうれしい状況になってございます。今後とも生産、特に「阿波とん豚」につきましては、次年度以降の生産拡大を第一目標におきまして、販売店が12店舗でございますけれども、その販売店にも十分に届くような形で、生産拡大を第一番に進めていきたいと思っております。

有持委員

私も「阿波とん豚」がどんなものか、まだ食べたことがないんで、買いに行っても売り切れというか、置いていない。私の行く所が置いてなかったんかも分からんやけど、今、聞いたら12店舗しかないということで納得なんですけれども、これについても努力していただいて、せっかく素晴らしい「阿波とん豚」、名前も非常にトントン拍子で売れるような名前が良いと思うんですけれども、今後の「阿波とん豚」の見通しはどうなんですか。トントンと増やしていけるものか、トンと駄目なのか。見通しについて、ちょっと教えていただきたいと思っております。

今川畜産課長

ただいま、有持委員のほうから「阿波とん豚」の今後の見通しというふうなお話をいただきました。飛躍的に増やせれば良いんですけれども、何分にも豚は1年に2回しか分娩をいたしませんので、母豚の数がそれ以上の数になるということにはございません。そういうようなことで、本年度につきましては、毎月10頭から15頭程度の販売であったんですけれども、来年度につきましては50頭から60頭くらい、再来年度については140頭くらいということで、年々、倍々に増えていくと言いますか、そのような予定で母豚を増やしていきたいということで、今後とも満足していただける頭数になるまで努力は続けたいと思っておりますけれども、数に限りがございますので、最高にできるようには努力してまいりたいと思っております。

予定を申し上げますと、次年度以降につきましては、平成25年度は50頭余り、平成26年度は140頭余り、平成27年度については300頭余りというふうに予定してございます。

有持委員

倍に増やしていくということでございますけれども、母豚、これはメスのほうが豚で、

オスのほうがイノシシですか。

今川畜産課長

これについては、前回お話をさせていただきましたこともあるんですけども、イノシシという部分を遺伝子として注入したわけでごさいますて、お父さんがイノシシとか、お母さんがイノシシというふうなものではございません。御承知のとおり、豚には19の因子があるんですけども、そのうち5番目と16番目を固定したということで、イノシシの因子を持った豚だということで、イノシシの持つ保水性とか、赤身の部分を取り入れた新しい豚ということで、イノブタでは決してございませんで、開発ができて、安定して遺伝子をつなぐことができた新ブランド豚という形で御理解いただきたいと思います。

有持委員

遺伝子が安定して「阿波とん豚」ということになったということで理解させていただきたいと思います。そこで、毎年のように増やしていくんですけども、これについても一番食べて美味しい方法の開発とか、これから売りにいくのに、それも必要ではないかと思っておりますので、なお一層御努力いただいて、徳島県の名産物になるような御努力をお願いしたいと思っております。

それから、阿波尾鶏については、全国的にも全国一のシェアを持つとるんですけども、今度、岡本会長が東京の銀座にアンテナショップを出されるんですけども、そのほうには、この阿波尾鶏等は出品されるんでしょうか。

今川畜産課長

阿波尾鶏につきましては、アンテナショップを含めまして、全国のあらゆる場面におきまして年中、商品としてはございませんで出品する予定にしております。御要望等におきまして、先程申しましたブランド協議会が中心となりまして出店する予定となっておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

有持委員

本当に素晴らしいものを生産して、どんどんと売っていただいて、徳島県の発展につながるように、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

次に、午前中に長尾委員さんのほうから質問がありましたけれども、徳島県の農業に従事している外国人ということで、今現在、約400人ぐらいがおいでということでございます。それについては、私の石井町でも、野菜農家のほうに住み込みで2、3人ずつが研修に来られているというのを把握しているんですけども、農家に話を聞きますと、仕事も良くするし、残業とか色んなことにも協力してくれるし、非常にありがたいということをお聞きしております。

しかしながら、日本の農業を外国人ばかりに頼らないとできんのでは困りますので、あえて長尾委員に反するわけではないんですけども、例えば、蔬菜をするのに東にしたり

とか、本当に軽微な仕事をする人はパートでたくさんおります。と言いますのも、ランの鉢植え作業とか、苗を作られとるところの仕事とか、レンコンを洗って箱詰めするとか、エンジンの箱詰めとか、あらゆることで近所の奥さん方をパートとして季節的に雇用してやっているのもたくさんあります。

それで対処するんであれば、そんなに外国人に頼らなくてもいいんですけれども、かなり大きな農家の方だったら、中国人だけではないんですけれども、外国人の方は何の作業でも全部してくれるんですね。例えば、機械を使った耕うんとかはしない代わりに、苗を植えたり色んな作業をしてくれるので、非常に便利だということで、中国の方が毎年のように非常に増えております。

しかしながら、1つの問題は、この間も不法滞在者ということでの問題も出てきているようでございます。私も農家の方と話をしよって一番心配なのは、来てしばらくおって、農業をするのがしんどいのかどうか知りませんが、突然いなくなる。それが一番怖いということで、そうなった場合に、雇用している人も大変な御苦労をなさっているようでございます。

そういうことも含めて、やっぱり県のほうも、これは国の事業でしているのも分かっているんですけれども、そういうふうな外国人労働者の雇用等について、農林水産総合技術支援センターのほうで関わっていくのか、いかないのか、指導とかをやられるのか、どうかということについて御所見をお願いしたいと思います。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

午前中にお答えさせていただいたように、この制度は、外国人の研修制度ということで実施させていただいております。それで、現場の農業生産法人のほうで、技能を中心に実習をするというようなことが主となっております。ただ、午前中にセンターの活用という面でお手伝いできることがあるのかどうか、こういうことも含めまして研究させていただくということで、センター長がお答えさせていただいたと思いますので、そういった形でどうやって関わっていくのか、これから検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

有持委員

ぜひ、お願いしておきたいと思います。

最後になりましたけれども、この間の国会のほうで、農地の集積バンク法が制定されましたけれども、このことについて、制定されましたら県としてはどういうふうな影響が出るのかどうか、問題点はどんなところにあるのかどうか、どのように考えておるのか。制定したということで、まだ、施行されるのは先でございますけれども、どのような対策を取らなくてはならないのか、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

委員お話の農地中間管理機構、この関係法案が12月5日に国会を通過いたしました。そ

れで今年度中に準備を進めまして、来年度からというようなお話を伺っております。ただ、詳細については、全然、情報提供がございません。それから関連予算、1,039億円ほどが概算要求されておりますけれども、これの使用方法につきましても、これからということでございます。

ただ、今回の中間管理というようなことは、今まで農地の貸し借りというものが1対1で、いわゆる貸し手側と借り手側の合意の基にやられていたということがございますが、この間に中間保有をしまして貸し付けるということになります。そういうことから、新たに参入したいというような方に、貸せる環境が良くなっていくものというふうにも思っておりますし、逆に言えば、その地域での担い手の方の農地利用の競争というようなことも考えられます。そういった中での新たな貸し付けの方法でございますので、今後の制度全体の成り行き等を見まして、本県の農業の振興にしっかりとつながるように準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

有持委員

色んな問題もあるかと思っておりますけれども、私も色々と考えて、私も農地をかなり預かっておりますので、ちゃんとした手続きを踏んで、貸し借りの書類で契約するというのも今までもやっておりますけど、あれも非常に手間のかかる作業でございますので、できるだけ難しくない方法でできるように考えておいていただきたいと思っております。

これについては、まだ決まったばかりで、対応もすぐには難しいとは思っておりますけれども、この方法を徳島県の農業の発展のために、有意義に使えるような対策を立てていただきますようお願いをいたしまして、これで終わります。

岡本委員

午前中から来代委員、長尾委員、西沢委員と、まさに県議会の重鎮が、ずうっと猿の鳥獣被害っていうか、この委員会は鳥獣被害猿対策特別委員会かなと思うくらいの議論がございました。実は、代表質問にこれを入れようかと思っと思ったんです。入れたら良かったなあと反省しとるんですが、ちょうどうちのほうは、ミカン採りで非常に忙しい時なんで、あまり来てくれんかなあとと思ってたら100人ぐらい来てくれてたし、今日の議論を見ると、これは代表質問に取り上げたら良かったなあと正直思っています。西沢委員の話ではないけれども、お三方とも同じなんですが、23年前から確かにずうっと言ってますよね。でも、ほとんど変わっていない。ただ、県庁の中では予算が増えているんですよね。予算が増えているのは間違いない。だから、予算が増えているからっていう感覚なのかなと、答弁を聞きながら思いました。

まさに現場が良く分かっていないんじゃないですかね。本当にそう思うんです。現場が分かっていないと、なかなか上手くいかないなと思うんですが、うちも実はこんなことがあって、うちもって言うか、うちの嫁さんって言わないと「お前やってない」と言われるから先に申し上げますが、ミカンを3町やっていて、2割くらいを猿にやられてまして、何年前前だったら「どのミカンの木が一番美味しいで」と嫁さんに聞いていたんです。今

の答えはこうなんですよ。「山へ行ったら分かるわ」と。猿が先に食べている所が美味しいんですよ。これは見事なんですよね。人間よりすごい。「猿が食べている所が美味しいけん、行ったら分かるわよ」と言われるんですが、ただ、本当に被害がすごくて、今何をしているかと言いますと、ミカンの畑全体、全部に網をかけるんです。特に美味しい所は。そんなんしたら採算も何も合わんけれどね。でも、そのくらい大変なんです。普通は道のところにネットをしたりするんやけど、そんなんでは鹿はいけるけど、猿は駄目なんですよ。そのくらいの状況なんで、また1回現場を見てくださいね。そうしないと、この対策は、机の上ではできんと思う。それを特にお願いします。

さっきの答弁を聞いていると、農村・鳥獣対策担当室は何をしているところなんかなってというのが実はあります。部長に言うよりも、お願いなんですけど、やっぱり今日の経済委員会の皆の総意として、来年度の組織の在り方っていうのは、できたら正副委員長で強く理事者側と言うか、知事、副知事、政策監にお伝えいただいたら、決議してもいいくらいなんですけど、私はそのくらい、まさにその重鎮が言われたことは大事やなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

もう1つはTPPの問題も、まさに来代委員がおっしゃるとおりで、来代委員のお話を聞きながら、確かTPPの話が持ち上がった時は、たまたま議長だったんですが、知事はTPP反対の鉢巻きをして、僕も一緒にしましたけれども、壇上で大きな声でそう言ってきましたよね。その知事の発言が、さっきの答弁を聞いていると浸透してないですよ。それではいけないんで、やっぱり徳島県的にどうあるべきかということも訴えていかないと、問題は難しいんだけど、そうじゃないとなかなか県民が納得してくれんなと、来代委員さんのお話を聞きながら思いました。

もう1つは、有持委員から話があったアンテナショップ、実は明日11時に東京銀座の1丁目5番5号っていうところをお願いをするんですが、知事も来てくれるんですが、特に農林水産部の中の所管のところではいっぱいお世話になっているんで、特に、敢えてお願いしたいなど。昨日、来代委員から話があったJ1のことは、早速明日、徳島ポルティスのJ1昇格という大きなポスターをアンテナショップ全面的に貼って、色々説明もして、そういうふうに皆がやっぱり徳島県を売って、徳島県の産品をしっかりと売れるような状況を作っていくかんなとということで、それは昨日から早速やっております。

質問に戻りますが、本当に鳥獣被害をやれば良かったなと思っているんですが、代表質問で色々申し上げて、特に農林水産部には関係が多かったんで1つ、2つ申し上げると、土砂災害とか深層崩壊、表層崩壊のところでは、あれは県土整備部が答弁を書いたんですが、こう言ったんです。予防治山や復旧治山があったり、同じ地すべりでも高地の地すべりがあるでしょ。そこをずうっと合わせると全部が143%だったけれども、治山が190%くらいで、地すべりが178%だったかな。かなり多いんですよ。やっぱり、それを実は答弁に入れていただきました。県土整備部は書いていないけれども、農林水産部も今言った2つは入れていただいていますので、そのこともしっかりと取り組んで欲しいなと思います。

それから、特に農林水産部に関係があった地籍調査は、拡充という答弁をいただきまし

たので、あとは2月、3月に向かってしっかり拡充という予算を獲得して欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、森林を守る条例っていう質問をいたしました。色々と難しい点もいっぱいあるんやけれども、結論的に言うと、杉本議長と熊谷副知事は「頑張ればできるよね」ということを本会議で申し上げましたが、あれから熊谷副知事の話では2,000円上がったんですって。1,000円上がると40億円儲かるんですって。2,000円だと80億円になるというような話をされていましたが、それはそれで夢のある話なんやけれども、しっかり守ることのほうが先決なんで、その中で地域の指定というのがとても大事であって、その指定の規模って言うのかな、どういう規模で指定をするのか。そうしたら、それは色んな不在者の方がいっぱいいるから、不在村所有者がいるでしょ。だから、十分にそれを周知しないと上手くいかないかなと思うんで、その辺のことについて御答弁ください。

岩野林業戦略課長

ただいま、徳島県豊かな森林を守る条例の中の地域指定の規模、それと指定についての周知の仕方、どのような取組を考えているかという御質問でございました。

取り引きの実態把握を行うための森林売買に伴う届出につきましては、条例におきましては、契約締結の90日前と規定されておりますので、早期に取引実態を把握して、必要な場合は所有者に対してお話をさせていただきながら、適正な取引を促すことも必要でないかなと。さらには、県下のできるだけ広い範囲の中で、そういった把握をする必要があるんじゃないかと考えております。

そこで指定の規模につきましては、森林の機能として水源の涵養機能、あるいは土砂流出の防止機能というのがございますけれども、この機能が高い森林、本県の場合には約30万ヘクタールのうちの私有林が25万5,000ヘクタールございます。この機能が高いというのは、大体県下の森林の約8割を占めております。そこで、この指定につきましては、県下の約8割程度、私有林の8割程度を対象にすべきじゃないかと考えております。

また、伐採制限、あるいは開発規制を伴ういわゆる徳島県版の保安林につきましては、周囲が保安林として位置付けられている、守られている地域にあって、何らかの要因で保安林指定が抜け落ちている所がございます。こういった所について、指定してまいりたいと思います。こういう所については、今度はピンポイント的な指定が必要ではないかというふうに考えております。

次に、指定の取組といいますか、周知を含めましての方針でございます。指定につきましては、まず、指定に向けたプロセス、基本方針を作成してまいりたいと考えております。その基本方針の内容といたしましては、まず、条例に基づく指定対象地域の選定、どういう区域を選ぶかという選定、それからその指定を大字単位にするのか、字単位にするのかというふうな区域の考え方、さらには、市町村長への意見の聴取方法、森林所有者への周知の方法、こういったことを盛り込んだ基本方針を策定してまいりたいと考えております。

指定に当たりましては、この方針に基づきまして、県民の皆さまに理解を求めながら進めてまいりたい。特に、周知につきましては、県の新聞広告、県庁だよりやメールマガジ

ン、あるいは市町村や森林組合への周知の依頼、役場での掲示でありますとか広報への掲載等々、あらゆる機会を通じて周知を図っていきたいと考えております。

岡本委員

8割ということで、すごく良いなと思ったんですが、それぐらいいいかないと、外国資本云々ってところが守れない。周知をすることによって、まさに外国資本云々っていうところも上手く、ある意味で抑制ができるのかなと思っていましたので、よろしく願います。

さっき答弁があった特に重要な区域というのは、徳島県版保安林っていうことにするんですね。本会議でも申し上げましたが、それはすごく大事なことだなと思っていました。そこを徳島県版保安林とするとの知事答弁があったんやけれども、それをどういう監視体制で、どういうふうにしていこうかなと思っているのか、分かる範囲で願います。

岩野林業戦略課長

徳島県版保安林の監視について、どのような監視体制で行うかということの質問でございます。現在、森林においては、関係する法律に基づきまして、各所管から情報共有するという体制が整っております。県版保安林につきましては、現在、保安林で行っております様々な各種情報の収集と、定期的な見回り、これがやはり必要だというふうに考えております。各情報につきましては、これまでの関係方面の情報共有はもとより、市町村や森林組合などの林業事業体などにも協力をいただきまして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。見回りにつきましては、新たな「森林（もり）づくり推進機構」へも一定の役割を担っていただきながら、重要な森林の監視体制を強化してまいりたいと考えております。

岡本委員

色々と答弁をいただきました。来代委員さんからも最初にあったんですが「鹿は山の上じゃ」と、確かに鹿がいっぱいおって、木がかなり荒らされているという状況の中にあります。鹿、猿対策も大事ですし、結局、森をどうやって育てていくの、どうやって作っていくのということがとても大事であって、今、答弁いただいたことをもう1回部長に、まさに決意としてお伺いしたいと思えます。

吉田農林水産部長

決意ということでございます。現在、議会で検討が進められ、今議会で制定される見込みとなっております森林を守る条例につきましては、本県の誇る豊かな森林を守り育てていく上で、大きなよりどころとなっていくものと確信をしております。今後、この条例を適切かつ効果的に運用しながら、県下の森林取引の実態把握なり、開発規制等につきまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、来年の4月に創設される新たな機構でございます「徳島森林（もり）づくり推進

機構」をしっかりと活用しながら、これを中心にきめ細かな森林づくりに取組ますとともに、多様な主体による協働の森づくりなど、県が中心となります公有林の保有、あるいは管理を推進するなど、全国をリードする豊かな森づくりにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

岡本委員

今、決意をいただきましたが、本当に4月に向かってということは、とても大事な時期だし、西沢委員が最初に言ったようなことで、皆がかなりちゃんとやらないといけないと思っています。

本会議で、ナイス株式会社をはじめ、安定供給のこともお答えをいただきましたから、そのこともしっかりね。ちなみに、杉本議長の雑談の話を申し上げます。どんどん、どんどん木が上がっているから、そんな簡単に出せんとか色々あるんです。ある意味で良い状況になっているけれども、でも、しっかり供給体制をちゃんとやってくれないと、また、小松島市が中心なんですけれども、合板とかMDFとかナイス株式会社とかがいっぱい来ているのに、他から来たら困るんでね。やっぱり徳島県として、しっかり抑えていくということを大事にお願いしたいなと思います。

今回の条例に前文というのがあるんですが、これ好きなんでちょっと読み上げますね。

「豊かな森林は雨を蓄え、川をなして、その清らかな水が田畑を潤し、美しい里山の風景を作り上げ、災害防止や木材生産など様々な機能を有している。私達はこの恵みをずっと受けてきた」と、ずうっとあるんですね。そして最後、「私達は一人一人が森林に対する理解を深め、私達の手で森林を守り、育て、より豊かな状態で次の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する」という内容になると思うんですね。この辺が、私はとっても大好きなんで、田舎だからかもしれないですが、さっきお昼御飯を食べている時に、猿の話ができるっていうのは、そこで住んでいる人は良い空気の良い環境のところにおるんやなど、さっき徳島市の平地部の人と言ったね。

それはそれで、過疎地域の来代委員のあれなんですけど、過疎の中で苦しいんやけれども、主にそういうところで生活しているというのは、ありがたいと思わないかなというのはあるんですね。絶対に思わないかん。でも、やっぱり過疎には光を与えてもらって、森林をしっかりと育んだら、美味しい美味しい空気がいっぱいできるんでね。これは本会議で言ったかも分かりませんが、上流に住むっていうのは、そういう空気と綺麗な水を下流に届けるっていう覚悟がないと、本当は生活できない。そういう我々の思いもしっかりと受け止めていただいて、この農林水産部が頑張って、森をしっかりと作り、育むということに、頑張りたいと思います。

笠井副委員長

今日、私は質問する予定じゃなかったんですけども、誰も質問する方がいらっしやらなかったんで、質問通告はしてませんから、簡単に答弁できるような質問をしたいと思います。攻めの農林水産業の確立の中で、「産直市売上拡大に向けた取組み支援」というこ

とが書いてあります。これは、どのように具体的な支援をされるのか、お教えいただきたいなと思います。

丸谷もうかるブランド推進課長

産直市の売上の増加に向けた支援の内容でございます。産直市につきましては、これまでも施設整備でありますとか、その中の販売のシステムでありますPOSシステム導入でありますとか、そういったものに支援してきております。

今の産直市の現状でございますけれども、やはり他県といいますか、県外客あるいは県内客の取り込みといいますか、産直市に来ていただくための魅力づくり、あるいは県外客にどうPRしていくかというところが1つの問題、課題であると考えております。

そういったことで、今、産直市のそれぞれの魅力の掘り起こしを行いまして、それを1つの情報誌にしようということで作成をいたしております。加えまして、ナビアプリ、インターネットで検索して、その産直市がどういう物を扱っているか、どういうところに売りがあのかというようなものを積極的に情報発信していきたいと思っております。

そういった産直市それぞれの魅力を県外の方に紹介するために、商工労働部、観光部局とも連携いたしまして、エージェントへの売り込みであるとか、そういったものも考えていきたい。そういったことで、産直市の魅力アップ、または売上増加につなげていければと考えております。

笠井副委員長

結局、PRとかそういうことをするというところで拡大を目指していると。財政的には、例えば、具体的にこういう施設を造ったら、どういう補助金が出るとか、そういうことは考えていないんですか。

丸谷もうかるブランド推進課長

今、産直市のハード整備につきましては、県単で「明日の農林水産業づくり」の補助金もございます。そうした補助金、あるいは国の交付金の制度もございます。そうしたものが活用できる場合もございますので、必要に応じてと言いますか、その要望がありましたら、そこでいかに乗せていくかということをも県としても指導してまいりたいと言いますか、一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

笠井副委員長

良く分かりました。今の答えをちょっと頭に置いておいてくださいね。皆さん御存じのように、自分で原価がこんだけやと、利益、手間代を乗せて定価がこんだけやと言うて売れない品物は、農林水産業だけなんですよね。あとの物は全部、原価の上に利益も乗せて「定価いくらですよ。定価から2割引きしますよ」と売ってますね。農林水産品だけは、自分で値を付けられないんですよね。ですから、必ず市場を通すなり何なりして、そこで競って「この商品はいくらですよ」というのが普通なんですよね。

ところが、今、量販店なんかになりますと、直接、農家契約をしているんですね。例えば、「ほうれん草を1把100円で買いますから、大体これくらいで生産してくださいよ」と契約栽培しよるんです。量販店が値段を決めるのは、やっぱり「市場がこれだけやから、それよりも高く買いましょ」ということで、農家が「それだったら儲かるな」ということで契約するんですね。例えば、市場で100円でも売れているのに、50円で契約しろと言うたら誰もしないですよ。市場より少なくとも1割でも2割でも高く買いますよと。だから、こういう製品を納めてくださいと契約栽培しよるのが量販店なんですね。

これがあまりにも進みますと、今も進んでいるんですけども、量販店に全部良い物が流れますと、例えば、徳島市場とか、そういった地方市場に流れるのは、小規模農家とか、あるいは零細農家、兼業農家の「ちょっと食べ切れんけん市場に出そうか」という、そういう品物ばかりが地方市場に流れるんですね。大きな農家というのは、大体系統出荷で農協を通して京阪市場に流れるんですけども、地方の市場に流れているというのは、本当に小規模農家で選別も悪い、商品もどちらかという二流品が行っているんです。

昔は、例えば、どこそこのスーパーへ卸す、あるいは、どこそこの八百屋に卸すからといって、品物がない時は競り上げていっていたんですね。量販店が全部そういうふうなシステムでやりますから。皆さんの周りに八百屋だけで店出しとるっていう店はありますか。ないでしょ。皆潰れてしまっただけですね。これは、やっぱり商品も悪い、品物も揃わない、だから、そういう青果店が学校給食とか、あるいは量販店に納めていたやつが、できなくなったからだと私は思うんですよ。

私も徳島市農協のカリフラワー部会の部会長をしょったんです。私が部会長を受けた時は、阪神市場だけだったんですよ。先程、有持委員も言いましたように、たくさん採れると安いんですね。例えば、カリフラワーを4,000ケースが阪神市場でさばけるとします。雨が降ってちょっと暖かい日が続くと、倍の8,000ケースが出るんですね。例えば、4,000ケースが1,000円で売れよったら、8,000ケースという150円、200円なんですよ。売れない。

そこで、私がどないしたかと言うと、東京市場に殴り込みをかけました。結局、4,000ケースを東京市場へ抜くことによって、大阪市場も競りが成立するんですね。東京市場というのは相対取引なんですよ。前日に値段もケース数も決まってる、「何ぼ送ってくれ」という相対取引をするのが築地市場とか太田市場なんですね。そこで、「大阪でこんだけ売ってるんだから、お前んとこもちょっと運賃が余計にかかるんやけん、運賃の分乗せてくれよ」と。だから、日常8,000ケースが出ても値段が崩れないんです。あるいは、大阪市場が安く競ると、「東京市場がこんだけ売ってるのに、何でお前んとこは売れんのな」と言うて競争できるんですね。そういうふうになってきたんですけども、結局、競争しなくなると競り上がらないんですよ。

さっき言った初めに戻りますけれども、「契約農家に100円で買うから、うちと契約してくれ」と量販店は言います。そうすると量販店に行く。そうすると、市場価格は50円になります。必要がなくなるんだから。まして今、八百屋さんがありませんので、小さな八百屋さんに買いに来ないんですよ。青果屋さんには、値段をどうしても付けられないかん。10円

や1円の値段を付けるんですよ。そんなので農家がやっていけないわけない。そうすると量販店が今度は何て言うかという、「市場が50円でないか」と、「ほな、うちは来年から60円にします」と言って下げてくるんですよ。

こんな言い方をしたら悪いんやけれども、農家が目先の利益にこだわって、結局、首を締めていつているんですよ。これは市場法で、例えば、そういう契約栽培にしても市場を通すとか、そういうことはできないんですか。そうしないと段々、段々と、農家というのは弱い立場で、原価もかけてしとんのに、原価計算ができないんですよ。相手の言うがまま。要らなかつたら1円や10円と付けるんですよ。知ってますか、皆さん。

それから、市場相場というのは不思議なんですよ。100ケース出すでしょ。1箱だけ1,500円と付けるんです。下は言うたら、ただみたいに捨てる値段やね。捨てると言うたら語弊があるかも分からんけれども、青果屋さんを買っても売れないと、そんな値段を平気で付けるんですよ。青果、仲買いさんやって商売ですから、市場で売れない物を無理やり押し付けられるんですからね。だから、ゴミに処理する料金ぐらいしか付けてくれないんですよ。それが実態なんです。

そういう流通システムというのが変わってきたよね。私はそう思うんですけども、林副部長、今日は何も話してないですね。私の考え方っておかしいでしょうか。それとも県として、これは何とかせなあかんと思うんでしょうかね。言いにくかったら、副部長としての意見でなくても、個人的な意見でも良いんですけども、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、どうですか。

林農林水産部副部長

委員がおっしゃられるように、昨今、量販店での取引が増えていると思っております。これは消費者の目線から考えますと、どちらが先かという問題がございますが、やはり利便性等もございまして、以前の八百屋さんというよりは、色々な物が揃えられる量販店で購入することが増えてきたと。そうすると結果的に、八百さんがなくなってきたというのが現状ではないかと考えております。

こうした中で、過去は量販店といいましても、市場を経由した物が行っておりましたが、昨今は、農家さん自身が大型化していく、法人化していく中で、直接取引と申しますか、契約取引も多くなってきているというところでもあります。委員がおっしゃられるように、確かに量販店にとりますと、やはり利益を出したいし、消費者に対しては安く売らないと他の店に客を取られるという中で、値段が段々と下がってきているというところで、農産物の値段がなかなか上がらないという悩みを、農家さんを通してでございますが、我々も実感として考えているところでございます。

それはそうなんですけれども、こういう流通の流れが変わってくる中で、流通そのものを、例えば過去に戻すとか、止めるとかいうふうなことは、実質上、現実的ではないかと考えております。こうした中で我々は、なかなか難しい道ではございますが、やはり徳島県の物がなければ量販店としては成立しないんだと言われる物を作って、たとえ高くても、よその産地より高くても、徳島県の物を買いたいんだということになれば、事実上の競争

ということになりますので、何とかそういうふうになるようにということで、ブランド戦略にも取り組んでおります。また、大阪なり東京なりの市場の方とも色々と懇談会を持ちまして、努力しているところでございますので、ぜひ、委員の皆さんの御協力もよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

笠井副委員長

非常に答弁しにくい答弁をいただきました。ありがとうございます。本当に今、言うように、ブランド化して良い品物を、副部長が言うように「徳島の県産品でないと、やっぱりあかんわ」と言われるような県産品を作るような農家の努力も必要だと思いますけれども、行政としまして、やっぱり徳島県産品は良いんだということで、アピールしていただけたらと思います。

農業問題ばかりを言うと、また、水産業に怒られるかも分かりませんので、ちょっと私が最近気が付いたことをお尋ねしたいんですけれども、実は吉野川のシジミ、このシジミって、私が子供の頃はどこを掘ってもシジミがおったんですよ。それで、ある方から電話をいただきまして、「このごろ全然シジミが取れん」と言うんですね。この方はひどい人で、「あれは池田ダムを造ったから、シジミが取れんようになった」と、ほんで「香川県にやっている水を止めてしまえ」と、そこまで言うんですよ。それで、「そんなの、私の力ではとてもできません」と言うんですけどね。

私も吉野川のシジミしか買わないんですけれども、昔は大きなシジミだったんですよ。宍道湖が、今でもシジミの町で、あるいはシジミの湖で通っているのは、目の大きさが決まっているんですよ。目の大きさが小さいやつは皆ブルんですね。多分、男の人やって、奥さんがシジミの味噌汁を作ってくれたら分かると思いますけれども、昔はシジミの身を食べよったけれども、今は小さ過ぎて身が食べれませんよ。汁を吸うだけ。徳島県って、そんな小さなシジミを取っているんです。置いておいたら、5倍くらいになるんですよ。それで、子供も産みます。あんな子供を取って市場に出して売ったら、ほら、子供は産まんし、かさはないし、シジミがおらんようになると思いますけれども、これって例えば、県として「シジミは、大きさどのくらい以下は取ってはいけませんよ」という規約とか、規約って言うたらおかしいけど、そういう協定みたいなのはあるんですか。

森漁業調整室長

ただいま、シジミの採取の制限があるかというふうな御質問でございますけれども、シジミについては、漁業調整規則上は特に制限を設けてはございません。ただ、手元には資料がないんですけれども、それぞれの漁業権がございますので、その中で、行使規則なりで制限があるかも分かりません。ちょっとその辺りは、確認をさせていただけたらと思います。

笠井副委員長

これは、県が指導できんのだったらやむを得んですけれども、漁業組合のほうで、徳

島県の場合は1センチメートル以下のシジミは取ったらいかんとか、そういうふうにするれば、シジミがなくなるということはないと思うんですけどね。あんな小さなシジミを取ってしまったら、多分、本当に徳島県からシジミがいなくなると思うんですよ。宍道湖みたいに厳しい規制でやれば、大きなシジミばかりになると思うんですけどね。ちょっと答弁が難しいようなので、そのくらいにしときたいと思います。

それから海外戦略で、例えば、サツマイモを持って行って販売しているというんですけども、これはどういうふうに海外の販売というか、台湾とかタイとか、向こうのほうにどうも行っているような気がするんですけども、どういうふうな販売方法をとっているんですか。徳島県の鳴門金時の販売方法は。

住友六次化・輸出戦略室長

海外での農林水産物の販売についてでございますけれども、やはり直接こちらのほうから向こうへ売るということはなかなかできませんので、例えば、現地の百貨店でございませつか、あるいは現地のバイヤーさんのほうの需要状況を確認しまして、つないだ中で輸入をいただくというふうな形が通常でございます。

まずは、相手国の需要を確認してからということになりますけれども、特に香港ですとか台湾等につきましては、国内での需要がございますM寸、L寸というやつよりは、S寸でございますとか、SS寸という少し小さいサイズの物の需要がございますので、そのような需要を見ながら、相手側の輸入業者、あるいは百貨店のほうに売り込んでいくというのが今の取組の状況でございます。

笠井副委員長

その時に、販売のデモをするというのはないんですか。

住友六次化・輸出戦略室長

実際に、現地で販売をする時には、やはり現地のバイヤーさん、販売の担当者のほうに現物を見せる。あるいは、実際の物を加工して食べていただくというネゴシエーション、ないしはプレゼンテーションも行っております。

そういった中で、これは良い、あるいは徳島県産の鳴門金時でございましたら、やはり色目が紫で非常に綺麗だとか、そういうふうに見て採用していただく物もあるというのが現状でございます。

笠井副委員長

そこでサツマイモを売るために、電器メーカーさんとタイアップで売るという方法は考えられないんですか。

住友六次化・輸出戦略室長

今、委員のほうから御提案がありました件でございますけれども、やはり向こうでの食

べ方の提案でございますとか、「こういうふうにしたら美味しく食べれるよ」というような提案というのは、向こうでも必要になってまいりますし、あるいは、そのプロモーションをする時には効果があるかと思われまいます。電器会社のほうとタイアップするかどうかは、とりあえず置いておきますけれども、向こうでのプロモーションの仕方については、色々と検討する必要があるかと考えております。

笠井副委員長

と言うのは、中国人とかの富裕層が日本に来て秋葉原に行くと、帰る時に電気釜を5つも6つも買って帰るって言うんですね。韓国とか中国というのは、確かにIT関係のテレビとかパソコンとか、そういう物というのは、やっぱり日本に追い付け追い越せで、そして安いということで、日本のカラーテレビとか、あるいは液晶関係の物がやられてしまうぐらい伸びてきたんですね。

ただ、白物に関してはいい加減なんです。新しい洗濯機を買って帰ったら動かない。文句を言ったら新品に取り換えてくれるけれども、文句を言わなかったら泣き寝入りなんですね。電化製品に関しては、そういうふうなことらしいんです。だから多分、日本のお釜で炊くと美味しい。しかも、日本のお米を現地で買って、お釜で炊くと美味しいというので売れていると思うんです。

それと同じように、例えば今、焼き芋機っていうのがありますね。男の人が多いけん、あまり知らんかな。電気で焼き芋機っていうのがあるんですよ。「この鳴門金時をこの焼き芋機で焼いたら美味しいですよ」と、芋だけでなしに、焼き芋機も売るんですよ。どうせそんな日本の電気製品を買ったり、あるいは日本の芋であるとか、米を買う人は富裕層なんで、これでやって美味しいというのが分かれば、買ってもらえると思うんですよ。

そうすると、そういう電気製品も売れるし芋も売れる。調理の仕方が分からなければ、買ったけれども美味しくないと言われたら困るんですよ。やっぱり美味しいから、また買いたいっていう気持ちになってももらわないと、いくら富裕層であっても買わないと思うんですよ。だから、そういう作物を、野菜なんかを輸出する場合も、「この芋だけ売るんだ」とか「この白菜だけ売るんだ」というのではなくて、やっぱりそういうふうに、何かと絡めていけば、そういう柔らかな発想でもって戦略していけば、もっと他の物も日本製品が売れるんじゃないかと思うんです。

今後、どういうふうに広げていくのか分かりませんが、機会がありましたら、ぜひ、そういうふうな戦略方法も考えていただきたいなど。芋だけを売らんじゃなくて、日本の製品を同時に売る。そういうことを考えていただければいいなと思っております。これは要望しておきます。

西沢委員

ブランド化とか色々やっていますけれども、どんなんですか。徳島県は良い物を作ろうという気はあるんですか。美味しい物を作ろうという気はあるんですか。まずは、それから。

丸谷もうかるブランド推進課長

平成16年から徳島ブランド戦略ということでやっております。その原点はと申しますと、やはり京阪神市場を中心に、徳島県産の評価が非常に高いというのがあります。これは、生産者の皆さま、あるいは自然の山、川、海に恵まれた大地から産まれる物。あるいは高い生産者の技術に支えられたものと考えております。そういった物のブランド化を図ることが、すなわちもうかる農林水産業の実現につながるものと私は認識しております。

西沢委員

まず、当然ながら、これは否定しませんよね。美味しい物を目指そうというのは当たり前ですよね。特に今、TPPとか本当に大競争時代に入ってますから、まずは負けない商品を作らないといけないですよ。そして、宣伝効果もあるでしょうけれども、まずは美味しい物、負けないくらい美味しい物を。そういう中で、美味しい物を評価しようという品評会をする気はありますか。

丸谷もうかるブランド推進課長

我々としては品評会もそうですけれども、いかに徳島県産品の品質が良いか、あるいは美味しいかということを実践して、直接、消費者の口に届けるという意味で「新鮮なっ！とくしま号」でありますとか、「まるごと商談会」でありますとか、あるいはその上の「特選ブランド」というものを贈答品用に開発しておりますし、そういったことで、より高みを目指しているというところでございます。

西沢委員

まず、米の場合ですが、全国で米のうまいもん大会と言って、全国で一番美味しい米ということでやっているところがありますね。あれはどこだったかな。町か村かな。こういうのをそこに持って行くためには、徳島県でも県全体で、例えば、米のうまいもん大会で、どこが一番美味しいとか、そういうことによって、このブランド化もできるだろうし、うまいもんを目指そうという気合が入ってくるんですね。そこら辺りを徳島県はやっていませんよね、今のところは。その辺りはどうなんでしょうか。

丸谷もうかるブランド推進課長

米の食味コンテストでございます。やはり過去の経験が少しございまして、県内でやりますと、県内で差をつけることによる弊害というものが、生産者団体等にございました。そういったことで、県内のみでやるのは少し課題が多いと考えております。そういったことで、先程、委員から御紹介がありました全国的なお米のコンテストが幾つかございます。そういったものへの募集が毎年ありますので、そこで全国的に、例えば、優秀賞に入選したとか、入賞したとか、優秀賞をとりますとマスコミ等の注目度もあるというようなことで、そこへの出品を支援センターを中心に普及しているという状況でございます。

西沢委員

今、まさしく時代は変わってきたんだと思います。10年、20年前なら、そんなに競争をせんでも売れた時代かも知りませんが、これからは美味しい物しか売れにくい。海外展開で、特に全世界を相手にしないといけないですよ。米なんかでも、日本だけが美味しいとは限りません。商社が外国に持って行って、同じようにやれば同じように、それ以上の物がひょっとしたらできるかも知らないという状況になってきていますので、やっぱり皆が知恵を出し合って良い物を作ろうと、その中で、それを共有していく方法を作ったら良いかと思います。1人が良い物を抱えるんじゃなくて、もっと皆に美味しい物の作り方というのを広げていくという努力をすれば、徳島県は1人だけがうまい物を作るんじゃなくて、もっと皆がうまい物を本当に徳島県で底上げしていくというやり方もあるんじゃないかと思うんです。

今の言い方だったら、1人がうまかったら、他の者がそれによって逆のマイナス面があるというように聞こえるんですが、それを上手く利用する方法を考えたらいいんじゃないかと思うんです。そうじゃないと徳島県は、全国大会はあったとしても、皆が身近な中でうまい物を作る競争をしようという意識が少なくなるんじゃないかと思います。他の県がそれをすると、負けるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

丸谷もうかるブランド推進課長

確かに、ブランド化を図る中で、いかに産地間競争の中で美味しさを訴えていくかということで、品評会も1つの手段でございます。それから栄養価が高いとか、そういう数値的なものを示せる場合もございます。そういったブランド化、全国の中でいかに徳島県の優位性を出していくかということにつきましては、御提言の品評会も含めて、そういう比較、徳島県産がいかに優れているかということをお示しできるような手段について、じっくりと引き続き、不断の研究をしてまいりたいと考えております。

森田委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時47分）